阿波市公共施設等総合管理計画

阿波市公共施設個別管理計画

（令和８年３月改定）

阿波市　企画総務部　契約管財課

目　次

第１章　公共施設等総合管理計画の改定について ・・・

第１章　公共施設等総合管理計画の改定について

１．本計画策定の目的

■ 我が国では、高度成長期以降、多くの公共建築物の建設や道路、橋梁といったインフラの整備が進められ、社会福祉の向上や地域経済の発展に大きく寄与してきました。これらの公共施設は、整備されてから古いもので 50 年以上が経過しており、更新時期を迎えています。しかし、国・自治体の財政状況が改善されないことから、限られた財源の中で老朽化した公共施設をどう維持していくかが大きな課題となっています。

■ これら公共施設を取り巻く問題を解決するため、平成 25 年に国は「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、公共施設を戦略的かつ長期的に維持管理していく方向性が示されるとともに、管理者による長寿命化計画の策定が要請されました。これを受け、阿波市でも、保有する公共施設を対象として平成 28 年度に「阿波市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

■ この「阿波市公共施設等総合管理計画」については、当初の計画期間を平成 28（2016）年から令和7（2025）年までの 10 年間としていましたが、現在においても老朽化した公共施設についての問題は解決されておりません。今後も継続して対策を行う必要があることから、令和7（2025）年度において計画の改定を行うこととしました。

■ 改定にあたっては、公共施設の現状、人口見通し、財政見通しが前回の策定時からどのように変化したのかを中心に分析することとし、問題点を整理したうえで、公共施設に関する管理方針を定めます。

２．本計画の位置づけ

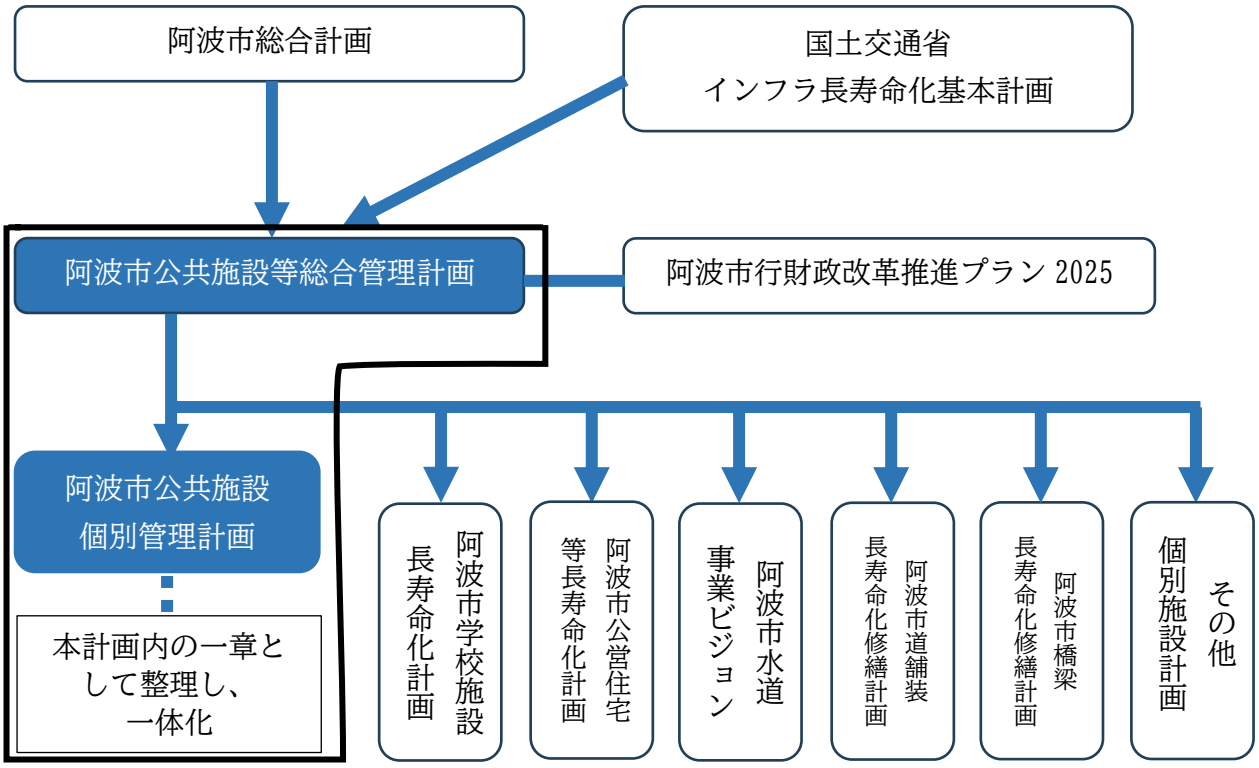
■ 本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画にあたっての指針」に基づき策定するものです。公共建築物のほか、道路、橋梁、上水道などのインフラも含めた阿波市の公共施設全般を対象とし、維持管理の方向性を示すものとして、「インフラ長寿命化基本計画」における「行動計画」に位置付けます。

■ 阿波市において、本計画は「阿波市総合計画」の下位に位置付けられます。また、「阿波市学校施設長寿命化計画」「阿波市公営住宅長寿命化計画」「阿波市水道事業ビジョン」など、部門別で策定されている長寿命化計画については、「インフラ長寿命化基本計画」における「個別施設毎の長寿命化計画」として扱い、本計画の方針に基づいて、施設ごとの措置内容や実施時期を定めます。

■ なお、平成 29（2017）年度に策定された「阿波市公共施設個別管理計画」については、阿波市の公共建築物（学校・公営住宅など一部を除く）を対象とした長寿命化計画となるものですが、現状分析や基本方針の部分については重複しているところも多くありました。今回の改定で計画のスリム化を図るため、「阿

波市公共施設個別管理計画」を本計画内にまとめ、一つの章に整理します。

■ また、本計画は財政面とも深く関わるものであるため、令和6（2024）年度に策定された「阿波市行財政改革プラン 2025」との連携についても図ります。



3．本計画の構成について

■ 本計画の方針策定にあたっては、まず第1章において、対象となる公共施設と計画の期間を定めます。その後第2章で公共施設管理に密接に関連してくる人口、財政の将来の見通しを、第3章で公共施設の現状保有数及び老朽度を分析します。

■ 第2～3章の分析結果に基づき、どのような問題点があるか整理し、その解決策として第4章で公共施設管理における基本的方針及び実施方針と数値目標を定めます。続く第5章では、施設分類ごとの現状認識と管理基本方針を記載します。

■ 第6章では、この計画を推進していくにあたっての仕組みや体制について記載します。

■ 阿波市公共施設個別管理計画（公共建築物個別の管理方針）については第7章に記載します。

4．対象となる公共施設

■ この計画で対象となる公共施設については、大きく分けて公共建築物とインフラとに分類します。それぞれの内容については次の通りです。

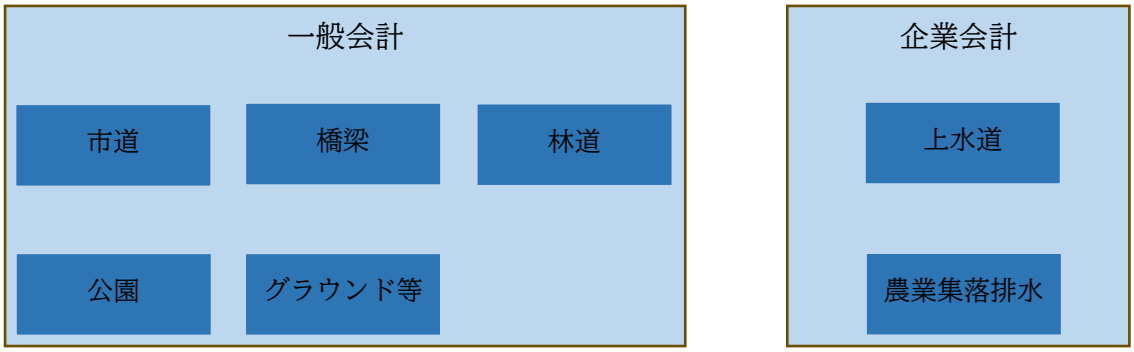
（1）公共建築物

■ 阿波市が直接の利用をしたり、市民への公共サービスを提供したりする場として、建築された建物となります。この計画では、公共建築物を次表のとおり分類して、方針を定めます。

施設類型	中分類	備考・施設参考例
行政系施設	庁舎等	阿波市役所庁舎、各支所
	消防施設	阿波市内各消防団の詰所
	その他行政系	倉庫など
小規模市民文化系施設	集会所等	概ね 300 ㎡未満のおもに集落単位で使用される集会施設
大規模市民文化系施設	公民館等	概ね 300 ㎡以上で、地域の文化拠点となりうる施設。 アエルワ、公民館、コミュニティセンター
社会教育系施設	図書館	
	資料館	
スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設	体育施設のうち屋内施設のもの
	レジャー施設	道の駅、温浴施設
産業系施設	産業系施設	共同作業所、農機具倉庫
子育て支援施設	認定こども園	
	放課後児童クラブ	
保健・福祉施設	保健・福祉施設	
学校教育系施設	小学校	各小学校校舎、屋内体育施設
	中学校	各中学校校舎、屋内体育施設
	給食センター	阿波市学校給食センター
公園	公園	公衆トイレなど
公営住宅	公営住宅	
供給処理施設	供給処理施設	飲料水供給施設、排水機場、リサイクルセンター
その他	その他	普通財産など

（2）インフラ施設

■ この計画におけるインフラ施設とは、住民生活や経済活動に利用される公共建築物以外の施設をいいます。種別によって次の通り分類して方針を定めます。



５．計画期間

- 公共施設については、建設から廃止まで長年にわたって使用されるものであり、財政的な制約からも短期集中的な取組で対応することは困難です。
- このため、改定前の計画期間は計画期間を平成 28(2016)年から令和7(2025)年までの 10 年間としていましたが、今回の改定では、令和 37(2055)年度までの 30 年間とし、長期的視点に基づく方針を定めるようにします。
- 長期間の計画となるため、期間中の社会情勢の変化が予測されます。これに対応していくため、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

第２章　公共施設を取り巻く現状と今後の見通しについて

１．人口の現状と今後の見通し

■ 阿波市の人口については、令和2(2020)年度の国勢調査において 34,713 人でしたが令和6(2024)年度に改定された阿波市人口ビジョンにおける独自集計シミュレーション2(※)では令和 37(2055)年度には 20,202 人となると予測されました。前回の改定時においては、26,438 人を人口目標としていたことから、この5年間において人口減少の予測がさらに加速している結果となりました。

※シミュレーション２…令和６年度版阿波市人口ビジョンで行った独自集計で一番楽観的な人口の将来想定
・自然動態（合計特殊出生率）：令和７（2025）年時点での合計特殊出生率を国立社会保障人口問題研究所（以下『社人研』）の推計値（令和５（2023）年 12 月公表）である「1.19」とした上で、令和 27（2045）年までにその数値が人口置換水準（人口規模が維持される合計特殊出生率）である「2.07」まで等間隔で上昇し、以降の合計特殊出生率は 2.07 で継続するものとする。
・社会動態：令和７（2025）年時点での若年世代・働き盛り世代（10 歳～49 歳までの年齢区分）の純移動率のマイナス分（転出超過分）が、令和 22（2040）年までに等間隔で移動均衡（転出・転入プラスマイナスゼロ）へと上昇し、以降の純移動率は移動均衡で継続するものとする。

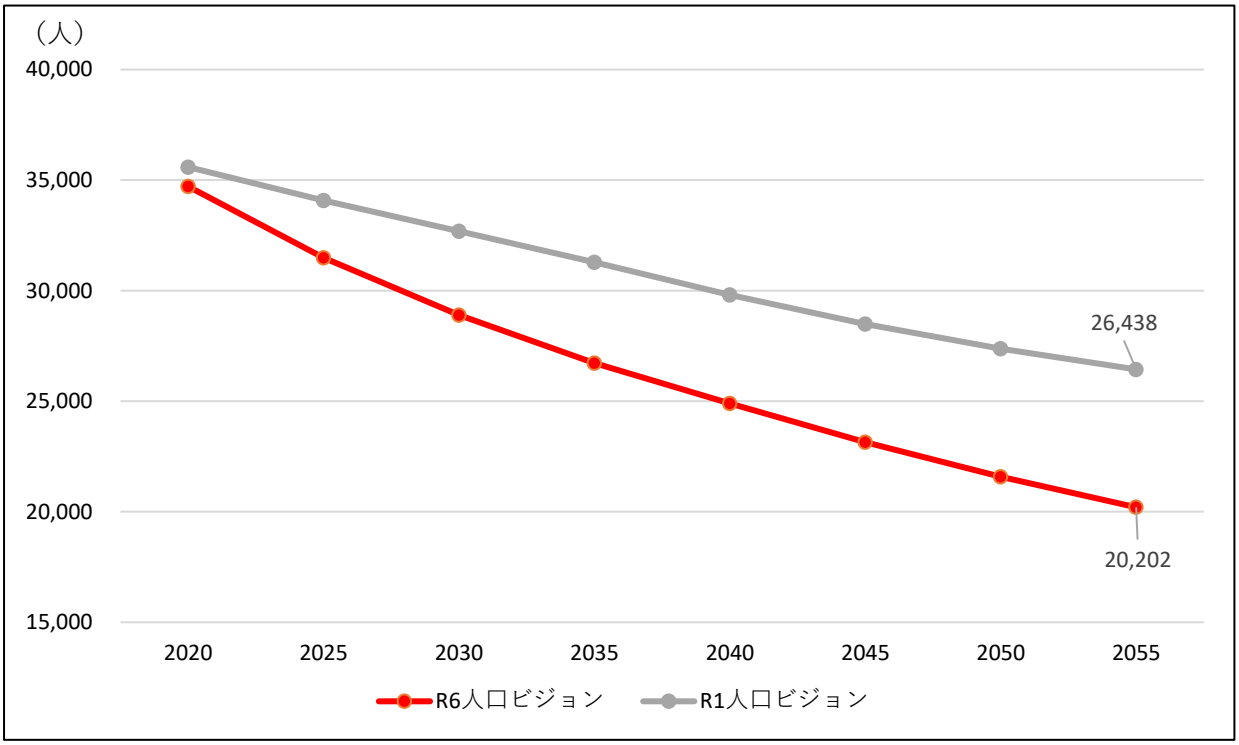


図 1　阿波市人口ビジョンによる将来の人口推計

■ また、人口構成の予測については、シミュレーション2の場合でも老年人口（65 歳以上）の構成比が上昇する見込みです。これに伴い生産年齢人口（15～64 歳）の比率が減少し、令和 21 年（2040）度には、順位が逆転します。

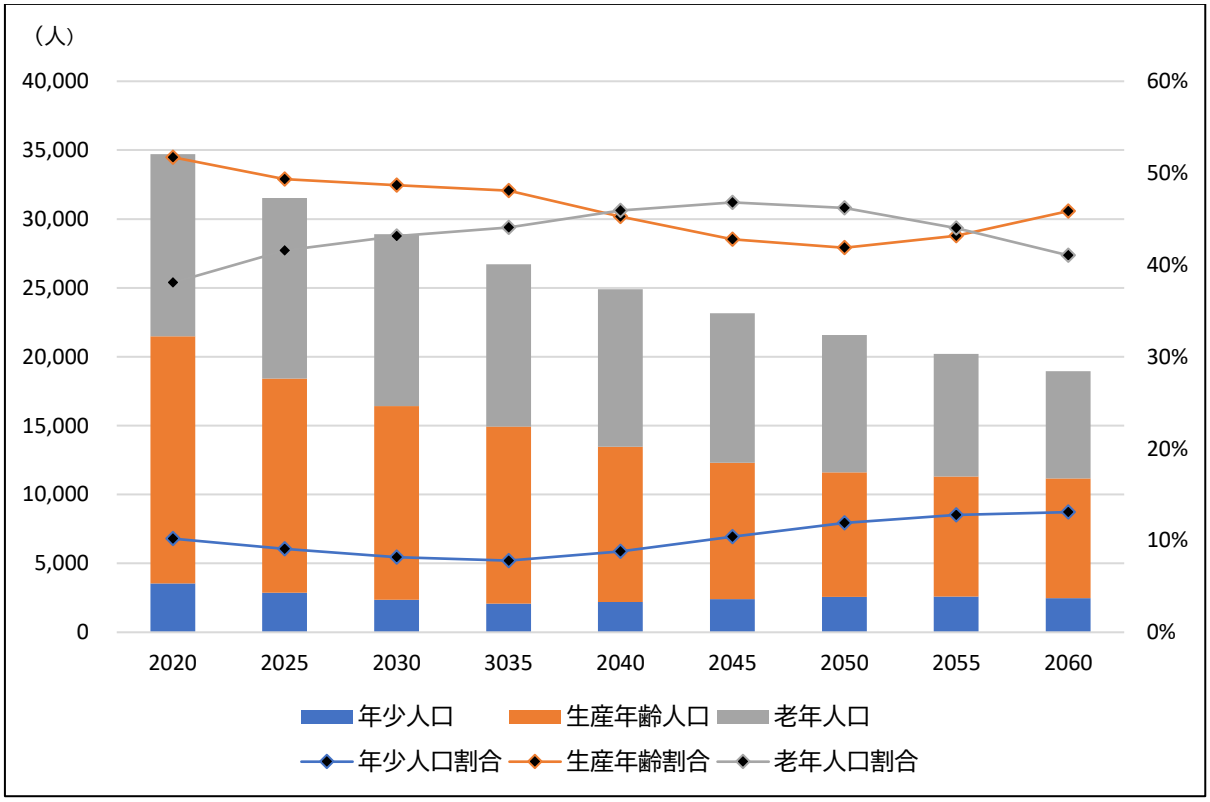


図 2　阿波市の人口構成の予測（R6 人口ビジョン　シミュレーション２）

2．財政の現状と今後の見通し

（1）歳出の見込みについて

■ 阿波市中期財政見通し（令和7年1月版）において、令和 16 年度までの歳出については、次のグラフの通り見込んでいます。毎年平均で 200 億円程度の支出があります。

■ 扶助費については、高齢化の進行や社会福祉サービスの拡充により、合併以降2％の増で推移しており、今後もその傾向が続くものと予測しています。

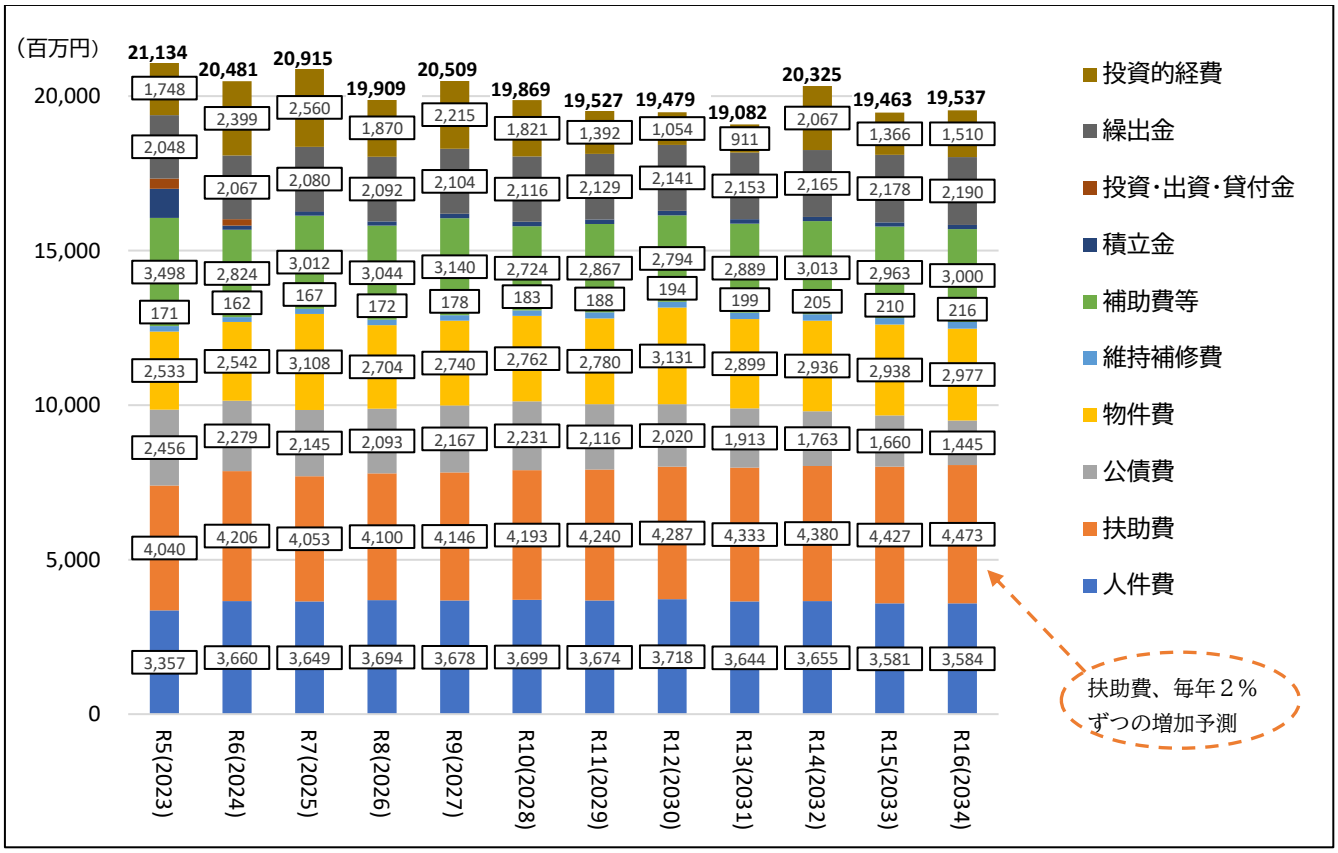


図 3　令和 16 年度までの歳出の見込み（中期財政見通しより）

（２）歳入及び差引、基金の見通しについて

■ 中期財政見通し（令和7年1月版）によると、全体的には緩やかな減少傾向を見込んでいます。これは公債費が減少することが大きな要因となります。市税については、生産年齢人口の減少を受けるものの、固定資産税は安定的に推移しており、徴収努力もあり年間 0.2%の増加を見込んでいます。

■ 歳入は歳出を上回る状況が続いていきます。しかしながら、これは財政調整基金や減債基金の取り崩しによりカバーされているためであり、特に対策を行わない場合、令和 14 年度末には基金が枯渇する可能性があります。

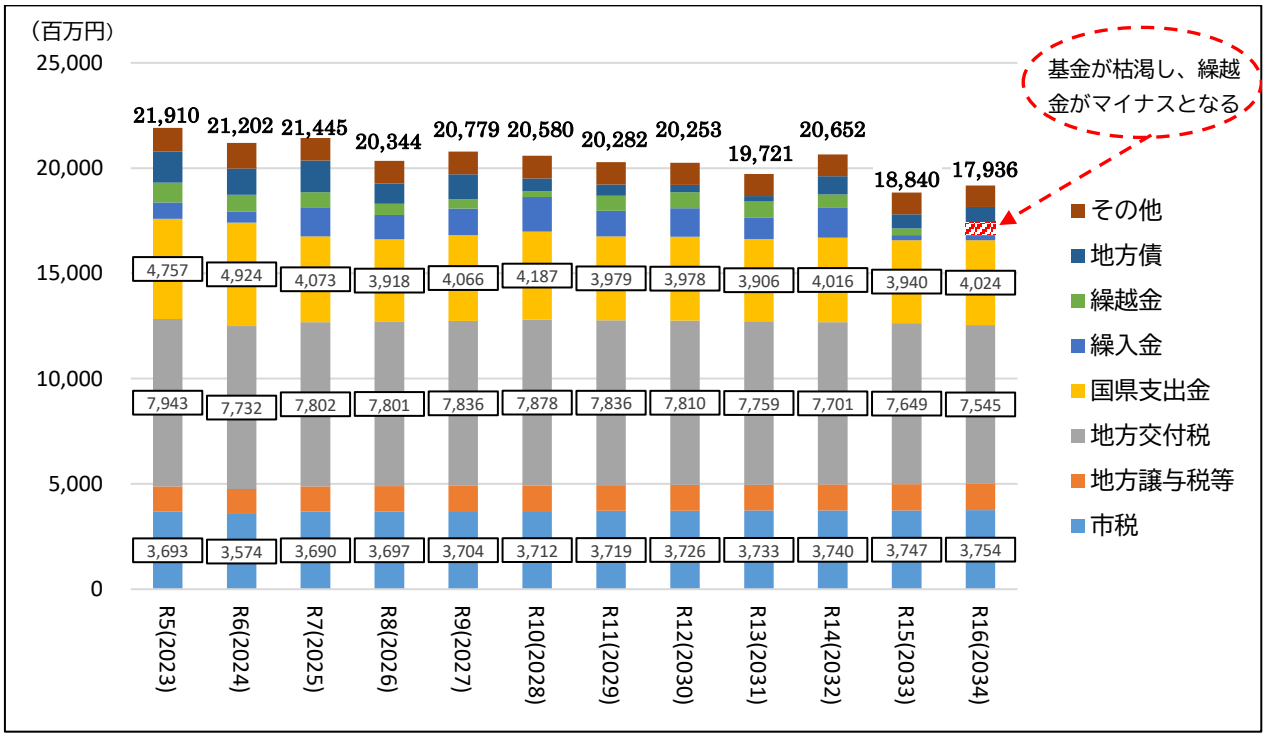


図 4　令和 16 年度までの歳入の見込み（中期財政見通しより）

■ 特に、財政の硬直化が深刻であり、合併算定替が終了した平成 28 年以降、経常収支比率が大きく上昇しました。経常収支比率は今後も高止まりが続く見込みであり、厳しい財政状況が続きます。

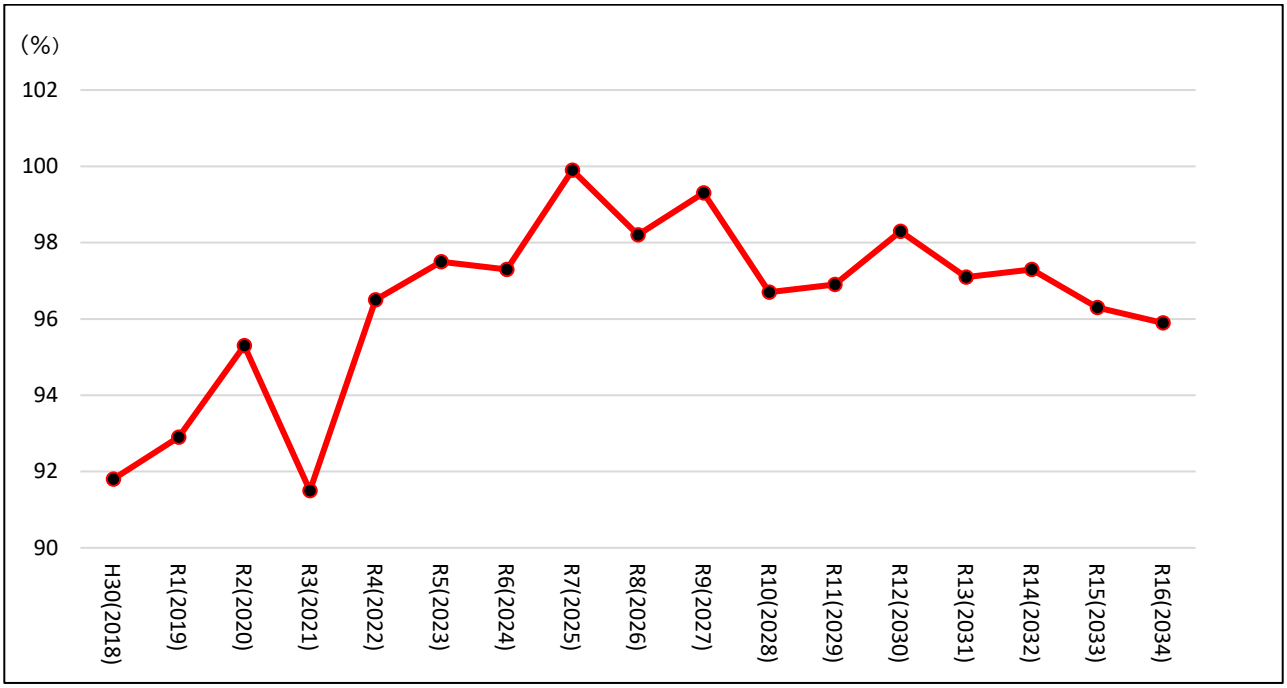


図 5　令和 16 年度までの経常収支比率の見込み（中期財政見通しより）

■ 財政調整基金及び減債基金の積立額･取り崩し額及び基金残高の予測は次のグラフの通りです。特に対策を行わない場合、令和7年度以降毎年 10 億円以上の残高減少が続いていき、令和 14 年度には枯渇します。

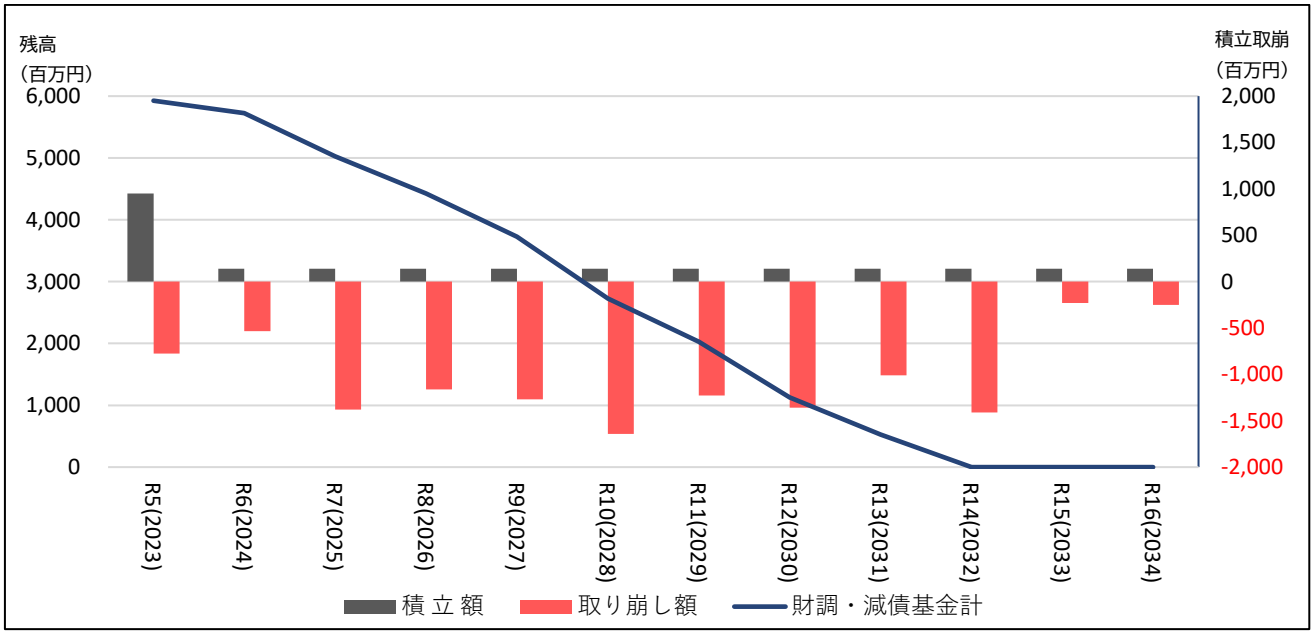


図 6　令和 16 年度までの財政調整・減債基金の残高及び積立額、取り崩し額（中期財政見通しより）

（３）行財政改革プラン 2025 について

■ 今後厳しい財政状況が見込まれる中、阿波市では将来に向けて安定した自立性の高い財政基盤を確立することを目指し、より一層の行財政改革を推進することとし、その具体的な方策として「行財政改革プラン 2025」を策定しました。

■ このなかにおいて、公共建築物や道路・橋梁の老朽化対策については、優先順位を付けて事業執行を行い、年度間の平準化を行います。また、公共施設の統廃合を進めていき、老朽化した公共施設に係る更新費用や維持管理費の削減を目指します。

■ 投資的経費については、プランの実施により次のグラフの通り見込んでいます。未対策の場合年間平均約 17.4 億円程度の支出となりますが、これを平均 15.6 億円まで削減することを目指します。

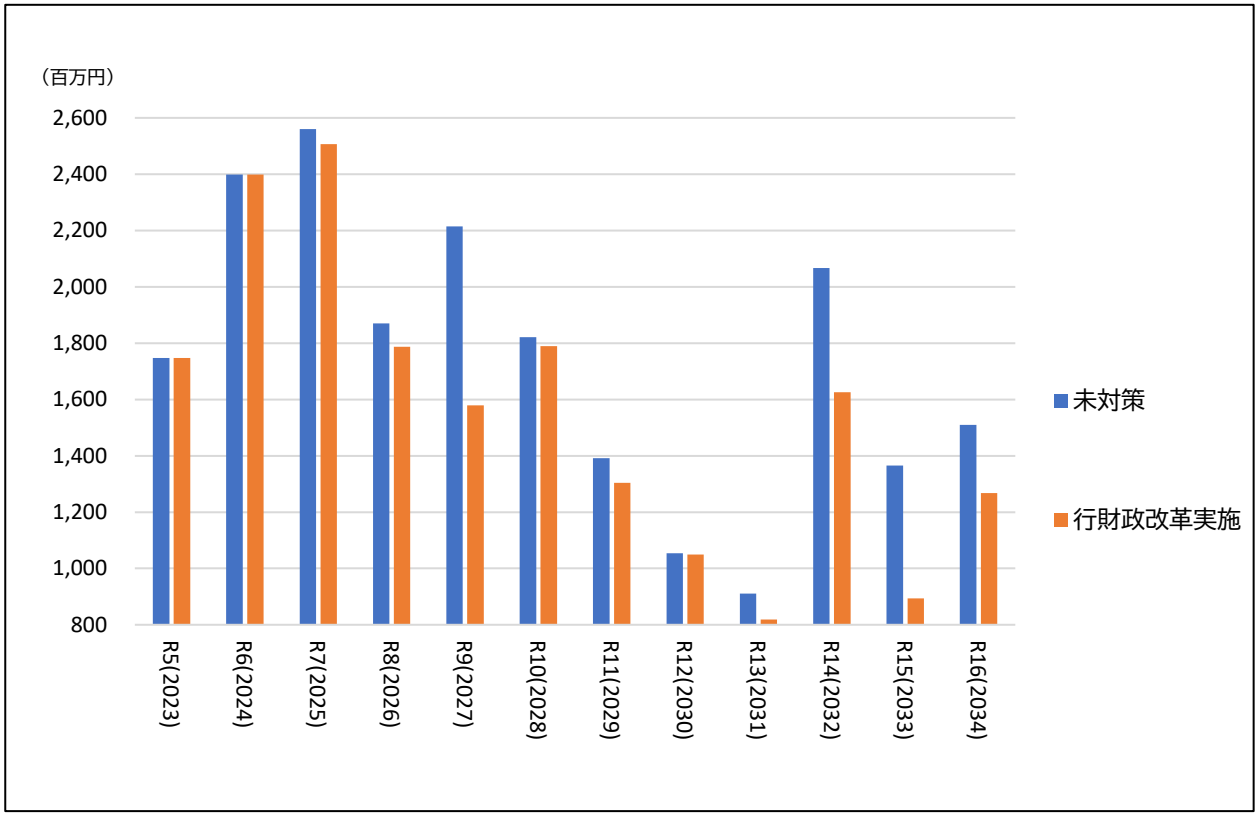


図 7　未実施及びプラン実施後における投資的経費の比較（中期財政見通しより）

第３章　公共施設の現状について

１．公共建築物の保有状況

（１）公共建築物の延床面積減少数について

■ 公共建築物の全体の延床面積については、本計画が策定された平成 27 年度末では 228,826m2 でしたが、令和6年度末で 216,158m2 と、約 5.5%の延床面積が減少しました。

施設類型	H27		R6		増減比較	
	施設数	延床面積	施設数	延床面積	施設数	延床面積
行政系施設	52	25,283	50	16,716	▲2	▲ 8,567
小規模市民文化系施設	93	11,724	83	10,458	▲10	▲ 1,266
大規模市民文化系施設	21	18,334	22	20,483	1	2,149
社会教育系施設	6	5,088	6	5,645	―	557
スポーツ・レクリエーション系施設	19	15,071	16	12,724	▲3	▲ 2,347
産業系施設	16	2,068	15	1,891	▲1	▲ 176
子育て支援施設	19	11,818	16	11,205	▲3	▲ 614
保健・福祉施設	7	9,141	7	7,295	―	
学校教育系施設	22	70,220	16	70,276	▲6	▲ 1,847
公園	18	2,171	19	531	1	56
公営住宅	67	53,947	59	53,947	▲8	▲ 1,640
供給処理施設	14	1,370	14	1,370	―	0
その他	15	2,591	21	3,618	6	1,027
合計	369	228,826	344	216,158	▲25	▲12,669

■ また、前回改定時（令和2年度末）と比較した、全体の延床面積と施設数は次の通りです。

項目	R2（㎡）	R6（㎡）	増減比較
延床面積	217,118	216,803	▲315
施設数	335	344	9

■ 大きな除却がなかったため、延床面積の減少ペースが低下しています。また施設数が増えていますが、分類の見直しにより、複合施設を分割したことや、登録漏れの施設の把握も含んでいるため、増加しています。

（２）過去 10 年間の取組み状況について

■ 改定前の計画期間中に行った公共建築物に対して行った措置内容をまとめます。

■ 平成 28(2016)年度から令和7(2025)年度末までの 10 年間において実施された公共建築物に関する主な取組は以下の通りです。（オレンジ色で着色しているところが、前回改定時以降の取組となります）

①　除却

施設名称	延床面積	対策年度
市場支所庁舎	2,020.58	平成 28 年度
土成支所北館・本館	2,167.01	平成 29 年度
吉野支所庁舎	987.28	平成 29 年度
金清自然活用センター	1,496	平成 29 年度
吉野一条西老人憩の家	66.35	平成 30 年度
市場ふれあいセンター	738	平成 30 年度
金清バーベキュー施設	76	平成 30 年度
旧吉野支所（分庁舎）	181	平成 30 年度
阿波市家畜市場	176.36	平成 30 年度
阿波市営上野段団地	199.8	平成 30 年度
阿波市営東条中団地	269.17	平成 30 年度
阿波市営北柴生団地	580.5	平成 30 年度
阿波市営新開団地	314	平成 30 年度
阿波市営東条北団地	321.9	令和２年度
阿波市営市場団地集会所	70	令和２年度
阿波市営王地団地	250.19	令和４年度
水防倉庫（吉野）	33.05	令和５年度
阿波市営桜ノ岡上団地	109	令和５年度
阿波市営開ノ口団地	190.84	令和６年度
阿波林教育集会所	137.7	令和６年度
市場住民集会所	114.93	令和７年度
市場公園トイレ	20.18	令和７年度

② 集約化

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
吉野旭老人ルーム	150	令和元年度	除却
吉野旭集会所	140.4	令和元年度	除却
吉野旭集会所	94.4	令和２年度	新築

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
吉野井ノ元老人ルーム	150	令和２年度	除却
吉野庄境老人ルーム	150	令和２年度	除却
吉野庄境集会所	132.49	令和３年度	新築

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
阿波市立伊沢幼稚園	421	平成 30 年度	除却
阿波市立伊沢保育所	902.93	令和２年度	除却
阿波市立伊沢認定こども園	1763.5	令和元年度	

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
阿波市立久勝幼稚園	418	平成 30 年度	除却
阿波市立久勝保育所	821.5	令和元年度	除却
久勝かもめこども園	―	令和元年度	民間が運営

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
阿波市立林幼稚園	423	平成 30 年度	除却
阿波市立林保育所	853	令和２年度	除却
はやし子ども園	―	令和元年度	民間が運営

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
阿波市立大俣幼稚園	340	令和元年度	除却
阿波市立大俣保育所	617.07	令和３年度	貸付
阿波市立大俣認定こども園	1154.67	令和２年度	

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
阿波市立柿原幼稚園	312	令和３年度	除却
阿波市立柿原保育所	470.54	令和２年度	除却
⇩			
かきはら子ども園	―	令和元年度	民間が運営

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
阿波市立市場幼稚園	650	令和２年度	除却
阿波市立市場保育所	633.01	令和２年度	除却
⇩			
市場かもめこども園	―	令和元年度	民間が運営

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
吉野中央公民館	1,076.10	令和７年度	除却
柿原公民館	470.54	令和７年度	除却
吉野コミュニティセンター	680.10	令和７年度	大規模改修
⇩			
吉野公民館	680.10	令和７年度	集約化

③　用途変更

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
旧阿波市役所庁舎	3,259.58	令和元年度	
⇩			
阿波地域交流センター	2,492.59	令和元年度	耐震化及び３階部分を減築。 運転免許センターや子育て支援センターが入居し、阿波市西部地域の新たな拠点施設として生まれ変わる。

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
市場北原西集会所	104.57	令和元年度	
⇩			
市場北原西倉庫	104.57	令和元年度	使用のなかった集会施設を福祉避難所開設用物資の備蓄倉庫として用途変更した。

④　譲渡

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
市場大野島農業構造改善センター	99.78	令和３年度	地元自治会に譲渡
土柱休養村センター（土柱の湯）	806.36	令和７年度	民間企業に譲渡

⑤　取組により削減した延床面積

■　以上の取組みにより、削減した延床面積は次表のとおりです。（令和6年度末現在）

施設類型	新築・改築等	除却・減築等	集約化	用途変更	譲渡	合計
行政系施設	52	▲5,380		▲3,240		▲8,567
小規模市民文化系施設	94	▲274	▲458	▲529	▲100	▲1,266
大規模市民文化系施設	▲344			2,493		2,149
社会教育系施設	557					557
スポーツ・レクリエーション系施設	▲8	▲2,340				▲2,347
産業系施設		▲176				▲176
子育て支援施設	1,138		▲1,380	▲372		▲614
保健・福祉系施設						
学校教育系施設	1,410	▲383	▲2,571	▲303		▲1,847
公園	119	▲63				56
公営住宅	853	▲2,492				▲1,640
供給処理施設						0
その他		▲774		1,801		1,027
合計	3,872	▲11,882	▲4,409	▲150	▲100	▲12,669

⑥　他団体への貸付

■　施設の用途廃止を行ったあと、企業などの他団体に貸付を行っている事例は次表の通りです。

施設名称	延床面積	対策実施年度	対策
阿波市養護老人ホーム吉田荘	1,143.70 ↓ 369.84	平成 30 年度	３棟のうちＡ棟は社会福祉法人に貸付。Ｂ・Ｃ棟は除却し社会福祉法人に跡地を貸付。
市場学校給食センター	655	平成 30 年度	民間企業に貸付
市場箸供養集会所	79.85	令和４年度	民間企業に貸付
大俣保育所	617.07	令和７年度	民間企業に貸付
合計	1,721.76		

（３）現在の保有状況について

①用途分類別

■　令和6年度末現在の公共建築物の延床面積数については以下の通りです。

［公共建築物］

大分類	延床面積（㎡）
行政系施設	16,716.23
小規模市民文化系施設	10,458.43
大規模市民文化系施設	20,482.58
社会教育系施設	5,644.74
スポーツ・レクリエーション系施設	12,723.67
産業系施設	1,891.36
子育て支援施設	11,204.78
保健・福祉施設	7,294.53
学校教育系施設	70,275.77
公園	531.13
公営住宅	53,947.13
供給処理施設	1,370.26
その他	3,617.62
総計	216,158.23

［インフラ］

大分類	延床面積（㎡）
上水道施設	1,123.54
農業集落排水施設	645.00
総計	1,768.54

■　割合にすると、学校教育系施設が全体の 32%、公営住宅が全体の 25%を占めており、この二つで全体の 57%を占めています。

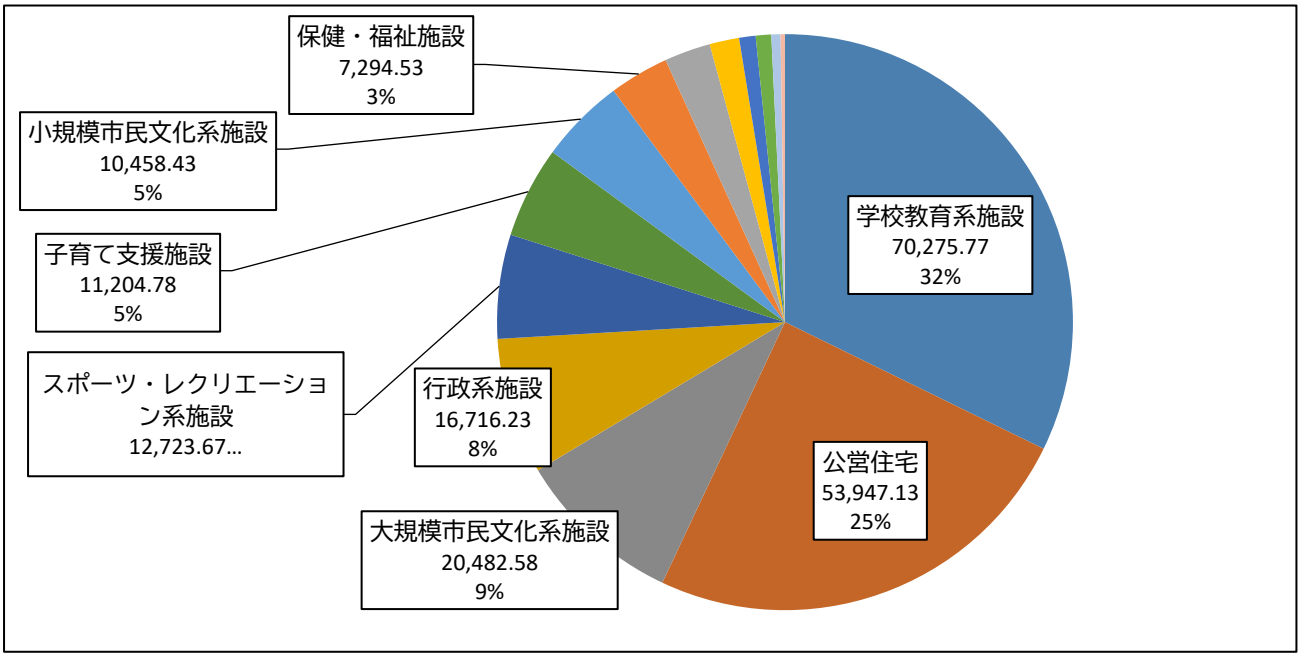


図 8　施設類型別の延床面積の割合

②整備年度別

■ 昭和 56 年(1981)年度以前の旧耐震基準に建てられた建物は 102,048.21 ㎡あり、全体の 47%を占めています。この割合については前回改定時と大きな変動はありません。

■ 新庁舎及び交流防災拠点施設の建設があったため、平成 26 年(2014)度の増加面積が突出しています。

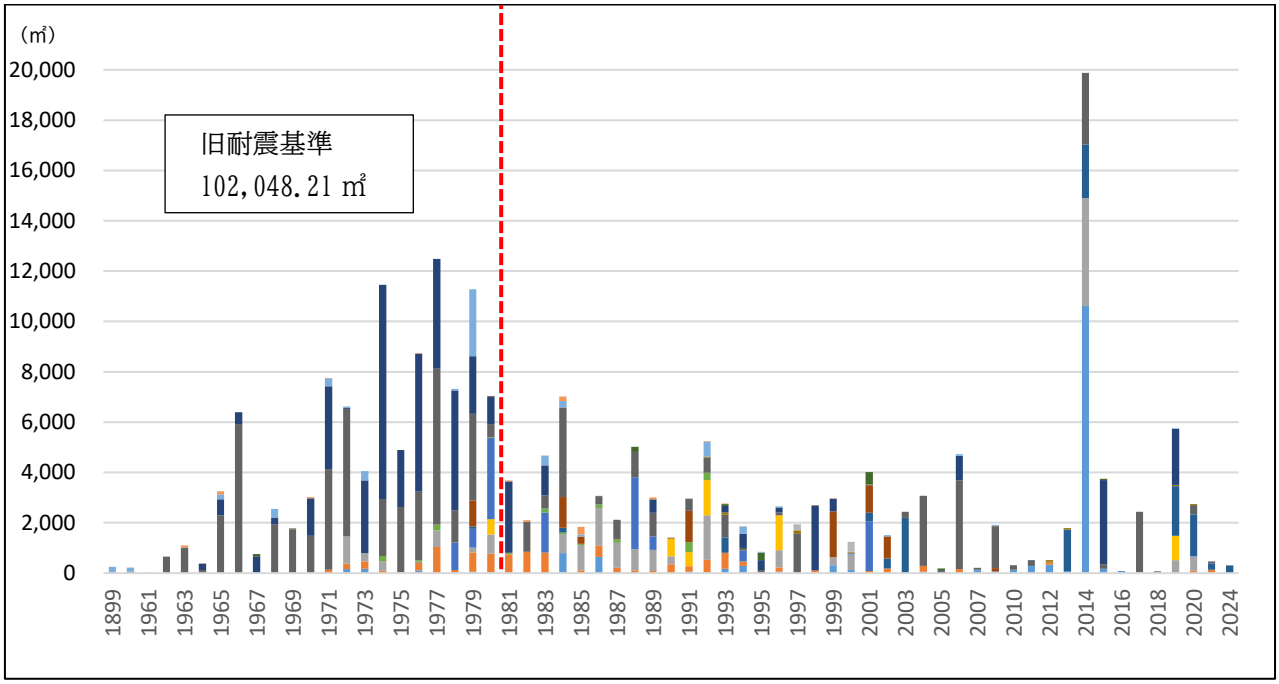


図 9　整備年度別の延床面積の割合

■ 建築経過年数でまとめてみると、築 40～49 年の割合が全体の 32%を占めております。続いて築 50 年以上のものが 23%と続き、半数以上の公共建築物が 40 年以上経過しています。

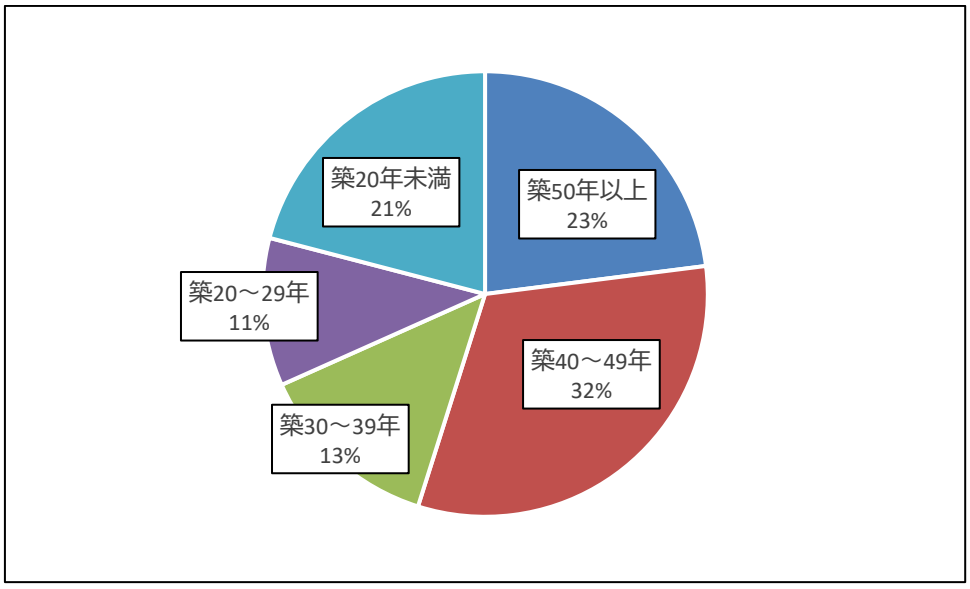


図 10　建築経過年数別の延床面積の割合

③県内他市との比較

■ 公共建築物の保有状況について県内8市で比較した結果、人口一人当たりの延床面積について徳島県内8市の平均は 5.02 ㎡でしたが、阿波市は 6.02 ㎡と約 20%平均を上回る結果となりました。

■ また、グラフを見ますと合併のあった市の方が合併を行っていない市よりも高いことがわかります。その原因として、地理的な要因なほかに、合併により旧市町村で類似した施設をそれぞれ保有しており、それがそのまま残っていることが考えられます。

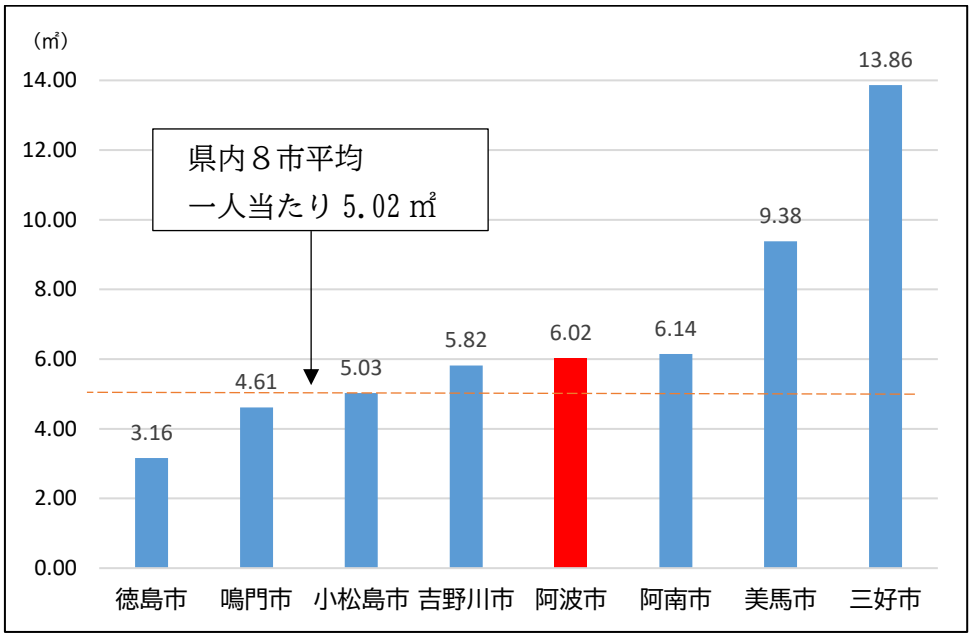


図 11　徳島県内８市における人口一人あたりの公共建築物延床面積
（R4 財産に関する調及び住民基本台帳人口に基づく）

④　一部事務組合保有の公共施設について

■　本市では、一部事務組合の施設の主なものとして下記の施設があり、施設の維持管理・修繕・更新等にかかる費用の一部を負担しています。

施設類型	組合名	施設名	延床面積（m2）	構造	建築年度	所在
行政系施設	徳島中央広域連合	消防本部・東消防署庁舎	2,398.62	鉄筋コンクリート造	平成23年度	吉野川市鴨島町上下島 21-2
		消防本部・東消防署車庫	374.19	鉄骨造	平成23年度	吉野川市鴨島町上下島 21-2
		消防本部・東消防署訓練棟	190.6	鉄筋コンクリート造	平成23年度	吉野川市鴨島町上下島 21-2
		中消防署庁舎	922.78	鉄骨造	平成15年度	阿波市土成町秋月字月成 12
		西消防署庁舎	1,432.67	鉄筋コンクリート造	令和元年度	吉野川市山川町三島 30-7
		西消防署都市型訓練施設	95.53	鉄筋コンクリート造	令和元年度	吉野川市山川町三島 30-7
保健・福祉施設	阿北特別養護老人ホーム組合	阿北特別養護老人ホーム	2,207.37	鉄筋コンクリート造	昭和48年度	阿波市市場町市場字岸ノ下 190-3
供給処理施設	阿北環境整備組合	し尿処理施設	4,673.60	鉄筋コンクリート造	昭和59年度	阿波市市場町市場字岸ノ下 254-2 地先
	中央広域環境施設組合	管理棟	837.91	鉄骨造	平成17年度	阿波市吉野町西条字藤原 70-1
		工場棟	11,558.99	鉄骨造、鉄筋コンクリート造	平成17年度	阿波市吉野町西条字藤原 70-1
		車庫・倉庫棟	459.06	鉄骨造	平成17年度	阿波市吉野町西条字藤原 70-1
		軽量棟	108.3	鉄骨造	平成17年度	阿波市吉野町西条字藤原 70-1
		ブロワ棟	96.69	鉄骨造	平成17年度	阿波市吉野町西条字藤原 70-1
		酸素棟	365.52	鉄骨造	平成17年度	阿波市吉野町西条字藤原 70-1
		スラグ貯留場	369.6	鉄骨造	平成24年度	阿波市吉野町西条字藤原 70-1
その他	阿北火葬場管理組合	やすらぎ苑納骨堂	1,732.28	鉄筋コンクリート造	平成4年度	阿波市市場町香美字西原 15-1
合計	5組合	16棟	27,823.71			

２．公共建築物の老朽度

■ 一般会計における、有形固定資産減価償却率については以下の通りです。令和2年度の改定時よりも減価償却率が増加していることから、市全体の公共施設の老朽化がさらに進行したといえます。また、類似団体平均と比較しても、減価償却率が高いことがわかります。

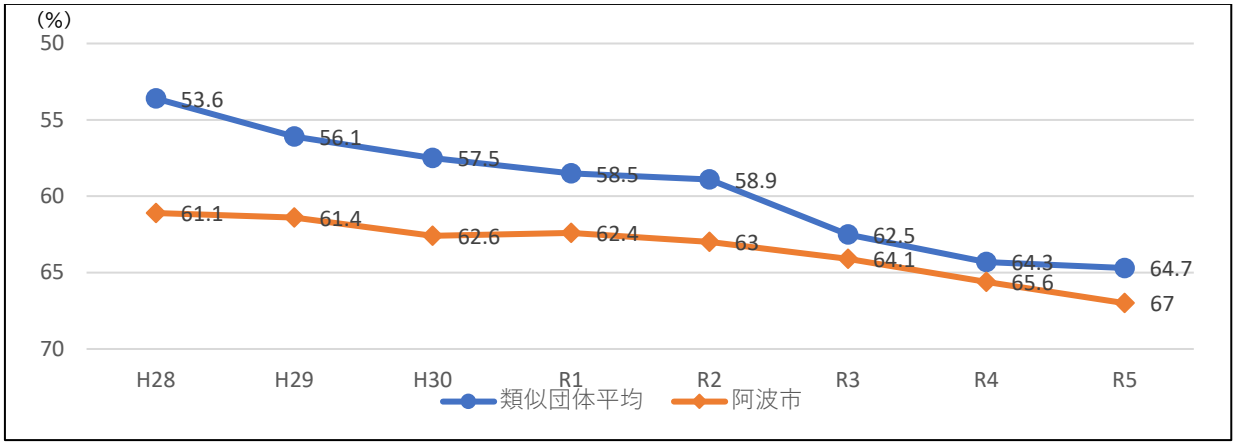


図 12　有形固定資産減価償却率の推移

３．長寿命化対策の有効性について

■ 令和2年改訂版の阿波市公共施設等総合管理計画で、公共施設に対して長寿命化工事を行うことはライフサイクルコストの削減につながり、長期的な経費削減に有効であると試算しています。

■ この令和2年度改訂版によると、未対策の場合、年間平均 23.2 億円の公共建築物更新費用がかかるところ、全ての公共建築物について長寿命化対策を施工した場合、年間平均 18.9 億円と約 18.5%の更新費用の削減につながる試算結果になりました。

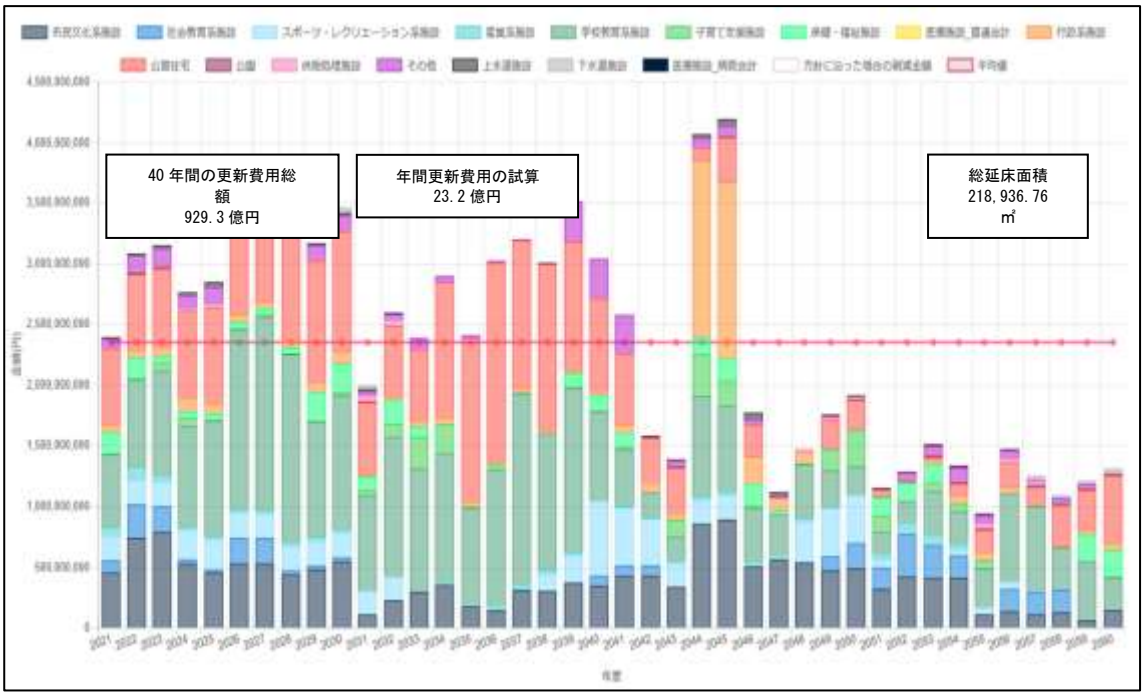


図 13　長寿命化を行わなかった場合の更新シミュレーション
（R2 阿波市公共施設等総合管理計画より）

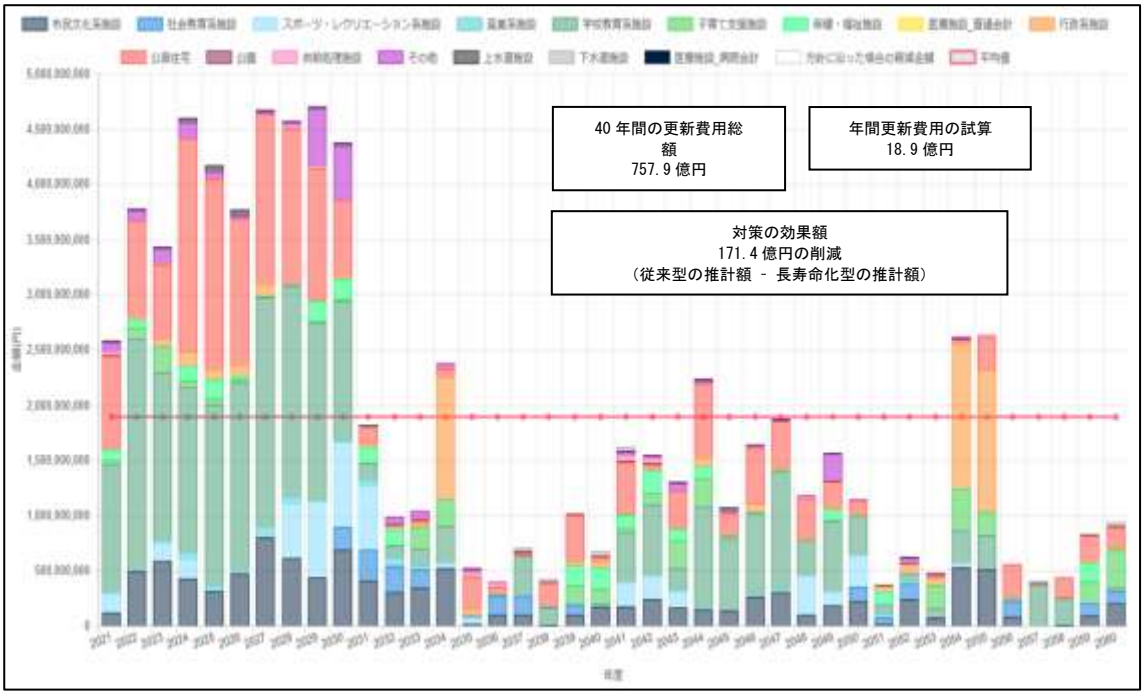


図 14　長寿命化対策を行った場合の更新シミュレーション
（R2 阿波市公共施設等総合管理計画より）

４．将来的な公共建築物の費用算定について

■ 公共建築物の更新費用について、従来に近い更新費用と阿波市公共施設個別管理計画で定めた方針を完遂した場合の、更新費用のシミュレーションを行ったところ、次の通りとなりました。

（１）算定条件

①従来型の算定条件

■ 施設の統廃合や除却は行わず、現状の延床面積を維持していくと想定します。

■ 建物の改造・更新ペースの考え方については以下の通りとします。

構造	計算の考え方
木造・軽量鉄骨造	・20 年目に大規模改造 ・40 年目に建替え
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、 コンクリートブロック造	・20 年目、40 年目に大規模改造 ・60 年目に建替え

■ 計画改定年度時点で建替え年数を経過している場合は、2026（令和8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間で建替えを実施するものとし、建替え費用を 10 年間で均等に割ります。

②マネジメント完遂型の算定条件

■ 阿波市公共施設個別管理計画で定めた施設ごとのマネジメント方針を完遂したときの場合を算定します。

[阿波市公共施設個別管理計画]

■ 阿波市公共施設個別管理計画で定めているマネジメント方針ごとの改造･更新のペースは以下の通りです。

マネジメント区分	構造	工事実施時期							
		10 年	20 年	30 年	40 年	50 年	60 年	70 年	80 年
ア．現状維持（更新）	RC、S、CB		改		改		建		改
	W		改		建		改		建
イ．現状維持（長寿命化）	RC、S、SRC		改		長		改		建
	W、LGS		改		改	建			
ウ．現状維持（長寿命化・更新なし）	RC、S、CB		改		改		解		
	LGS、W		改		解				
エ．統合（存続）	RC						建		
	W				建				
オ．統合（廃止）	RC、S、CB、W								
カ．用途変更									
キ．用途廃止（除却）	RC、CB						解		
	LGS、W				解				
ク．用途廃止（譲渡）									
ケ．用途廃止（貸付・売却等）									

※改…大規模改造　長…長寿命化工事　建…建替え　解…解体
RC…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨造、CB…コンクリートブロック造、W…木造
SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造、LGS…軽量鉄骨造
・建替え工事及び長寿命化工事については２年間、大規模改造工事については１年間の工事期間とします。
・計画改定年度時点で建替えまたは長寿命化工事の実施年数を経過してしまっている場合は、2026（令和８）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間のうちに建替えまたは長寿命化工事を実施するものとし、工事費用を 10 年間で均等に割ります。

■ 阿波市公共施設個別管理計画の対象外施設(公営住宅、学校教育系施設、上水道、下水道等)については、従来型と同じ算定を行います。

③算定に用いる工事価格について

■ 工事価格については、令和4年度改定「阿波市公共施設個別管理計画」で用いたものをベースとしますが、近年の物価・人件費の上昇を反映させるため、建設物価建築費指数を参考に資産ソフトの単価から1.3 倍程度上昇させました。

施設類型	建替え単価	解体単価	大規模改造単価	長寿命化改修単価
行政系施設	520,000	52,000	130,000	325,000
小規模市民文化系施設	520,000	52,000	130,000	325,000
大規模市民文化系施設	520,000	52,000	130,000	325,000
社会教育系施設	520,000	52,000	130,000	325,000
スポーツ・レクリエーション系施設	468,000	52,000	117,000	260,000
産業系施設	520,000	52,000	130,000	325,000
子育て支援施設	429,000	52,000	107,250	221,000
保健・福祉施設	468,000	52,000	117,000	260,000
学校教育系施設	429,000	52,000	107,250	221,000
公園	429,000	52,000	107,250	221,000
公営住宅	364,000	52,000	91,000	218,400
供給処理施設	468,000	52,000	117,000	260,000
その他	468,000	52,000	117,000	260,000
上水道施設	468,000	52,000	117,000	280,800
下水道施設	468,000	52,000	117,000	280,800

（２）算定結果

■ 従来型及びマネジメント完遂型の更新費用シミュレーション結果は以下の表のとおりです。

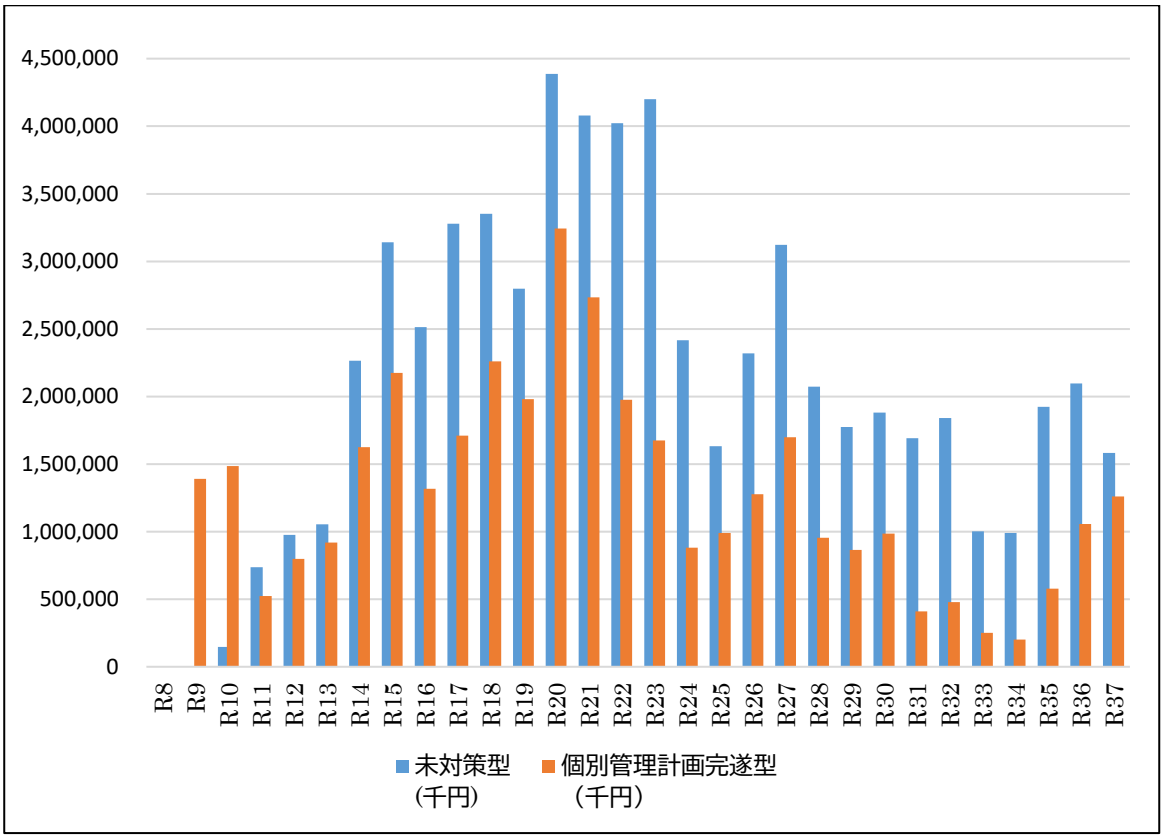


図 15　個別管理計画で策定した方針を完遂した場合と未対策の場合の比較

集計方法	未対策型	個別管理計画完遂型	差額
30 年間総額	61, 957, 415, 325 円	38, 028, 825, 965 円	▲23, 928, 589, 360 円
1 年あたり	2, 065, 247, 178 円	1, 267, 627, 532 円	▲797, 619, 645 円

■ 従来型の場合では建物に係る更新費用等が年間約 20.6億程度なのに対し、個別管理計画で定めた方針をすべて実行できた場合、年間約12. 6 億円と、8億円程度の差額が出る結果となりました。

■ また、未対策型、個別管理計画完遂型、ともに令和 20 年度前後に更新費用のピークがきます。

５．インフラの保有状況

本市が保有するインフラの数量は、次の通りとなっています。

分類	項目	数量	単位
道路	路線数	2,846	路線
	実延長	1,078,345	m
	道路面積	5,324,841	㎡
林道	路線数	21	路線
	実延長	42,928	m
	面積	137,727	㎡
橋梁	橋梁数	626	本
	実延長	6,213.14	m
	面積	30,597.13	㎡
公園	公園数	84	箇所
グラウンド等	施設数	11	箇所
上水道	管路総延長	483,316	m
	施設数	40	施設
農業集落排水	管路総延長	27,761	m
	施設数	2	施設

６．インフラの更新費用推計

■ インフラ更新費用の推計については、個別計画において推計を行っている場合はそれを用い、それ以外は総務省が平成 28 年に策定した「公共施設等更新費用試算ソフト」の考え方をベースにして、次の通り行いました。

■ なお、公園及びグラウンド等の更新費用については「公共施設等更新費用試算ソフト」では示されおらず、更新費用に関する情報の少なさや、施設ごとの差が大きく推計が難しいため、更新費用の推計は省略します。

（１）市道の更新費用について

試算条件

■ 令和5年3月改定「阿波市道舗装長寿命化修繕計画」において、従来の事後保全型の修繕をしたときと予後保全型の修繕に転換した場合の推計を行っています。

試算結果

■ 本計画の期間中（令和8年度～令和 37 年度）の市道に関する事業費（舗装及び道路改良）は次の通りとなります。

管理方法	計画期間中の事業費	１年あたり
事後保全型	7,345,625 千円	244,854 千円
予防保全型	5,673,061 千円	189,012 千円
差　額	1,672,564 千円	55,842 千円

（２）橋梁の更新費用について

試算条件

■ 現状保有している橋梁について、「公共施設等更新費用試算ソフト」の考え方に基づき 60 年周期で更新を行うと想定します。

■ 橋梁更新費用については、下表のとおりとします。

種類	１㎡あたりの単価
鋼橋	650,000 円
ＰＣ橋	552,500 円
ＲＣ橋	
石橋	
その他	

※単価については前回改定時より 1.3 倍の上昇としました。

■ また橋梁の個別計画である「阿波市橋梁長寿命化修繕計画」において、橋梁の長寿命化対策を行う費用も試算しています。

試算結果

■ 橋梁すべてを更新する場合その総額は約 180 億円となり、単純に1年平均にすると約3億円となりました。

■ 「阿波市橋梁長寿命化修繕計画」で示されている対策費は 30 年間で総額 59.1 億円となります。これを単純平均すると年間約2億円となり、更新を行うよりも約1億円のメリットがあります。

対策方法	更新費用総額	1 年あたり
60 周年で更新	17,967,428,050 円	299,457,134 円
長寿命化対策(30 年間)	5,910,000,000 円	197,000,000 円

（3）上水道の更新費用について

試算条件

■ 現状保有している水道管については、「公共施設等更新費用試算ソフト」の考え方に基づき 40 周年周期で更新を行うと想定します。

■ 水道管更新費用については、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(平成 21 年7月)第Ⅲ編3. 検討事例1(タイプ3Cによる検討)での単価をもとに、物価上昇を考慮し 1.3 倍増加したものとしました。

種類	単価（1 mあたり）
導水管	175,000 円
送水管	
配水本管	
配水支管	110,500 円

試算結果

■ 更新費用総額については約 631 億円となり、1 年あたりにすると約 15 億円が必要との結果になりました。

更新費用総額	更新周期	1 年あたり
63,157,136,380 円	40 年	1,578,928,410 円

（4）農業集落排水の更新費用について

試算条件

■ 現在保有している管路については「公共施設等更新費用試算ソフト」の考え方に基づき、50 周年周期で更新を行うと想定します。

■ 管路の更新費用については1m あたり 161,200 円とします。(前回改定時より 1.3 倍の金額に設定しました)

試算結果

■ 更新費用総額については約 45 億円となり、1年あたりにすると約9億円となります。

更新費用総額	更新周期	1 年あたり
4,475,073,200 円	50 年	89,501,464 円

第４章　公共施設に関する方針

１．課題の整理

■ 第2章及び第3章でおこなった人口･財政･公共施設の保有量及び老朽度の分析をもとに、公共施設に関する課題を整理します。

（１）人口減少と高齢化について

■ 阿波市における将来的な人口が減少することは確実であり、それに伴い公共施設の利用者数も減少すると見込まれます。このままの公共施設数を維持した場合、利用者一人当たりの維持管理費が増加し、財政的な負担増大が懸念されます。

■ また、人口構成は子どもの割合が減少し、高齢者の比率が高くなる見込みです。このため、学校教育系施設や子育て支援施設に対する需要が低下する可能性があります。

（２）財政状況について

■ 今後も財政状況が改善する見込みはありません。高齢化の進展により、扶助費の割合を増える見込みであり、公共施設の更新に充当できる財源が一層制約されます。

（３）公共施設の安全性について

■ 旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建てられた建物が全体の 47％を占めており、その一部では耐震工事が終わっていません。

（４）公共施設に係る更新費用について

■ 公共施設の更新費用について、長寿命化対策等を行わない場合において、公共建築物の更新に年間平均 20.6 億円、舗装、橋梁の更新に係る費用が、年間平均 5.4 億円かかるとの試算結果でした。中期財政見通しにおける「行財政改革による対策実施パターン」で目指す投資的経費の年間平均額が 15.6 億円であることから、10.4 億円超えています。

２．公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

（１）改定前の方針について

■ 改定前に策定していた公共施設の管理に関する方針については、以下の通りに定めていました。

【建物系公共施設】（公共建築物）
１．既存施設を最大限に有効活用する
２．新規施設の建設は必要最小限にする
３．延床面積の縮減を進める

【インフラ系公共施設】
１．ライフサイクルコストを縮減する
２・バランスを考えて、新設・改修を行う。
３．資産を安全に長期的に活用する。

■ 今回の改定で公共施設に関する諸問題の解決に向けて、これまでの「公共施設等の管理に関する方針」の考え方を継承しつつ、より総合的な方針として次の通り再編することとしました。

（２）新しい公共施設の基本的方針

①施設総量の最適化

■ 阿波市の人口一人当たりの施設保有量は、県内8市平均よりも高くなっています。人口減少が進んでいくなか、現状の施設保有量を維持していくとなると、人口一人当たりの施設保有量が上昇します。その結果、利用者が減少する施設も生ずると考えられ、これらの施設を維持し続けることは財政的な観点から非効率です。

■ このため、利用率の低い施設については、廃止や統廃合や行い、他の用途に転用することや、貸付・売却などの有効活用策を措置することが、限りある財源で公共施設を運用することに求められます。

②公共施設に係るコスト削減

■ 高齢化が進展に伴い将来的に扶助費の増加が見込まれるほか、過去に建設した公共施設の更新時期が今後一斉に到来すると予測されます。

■ 厳しい財政状況のもと、公共施設に充当できる財源には限度あるため、維持管理・更新に要する費用の削減が不可欠です。

■ 施設の日常的な維持管理費の抑制に加え、建物の使用年数を延ばすことによりライフサイクルコストを下げ、長期的な視点で財政負担を軽減させることも有効です。

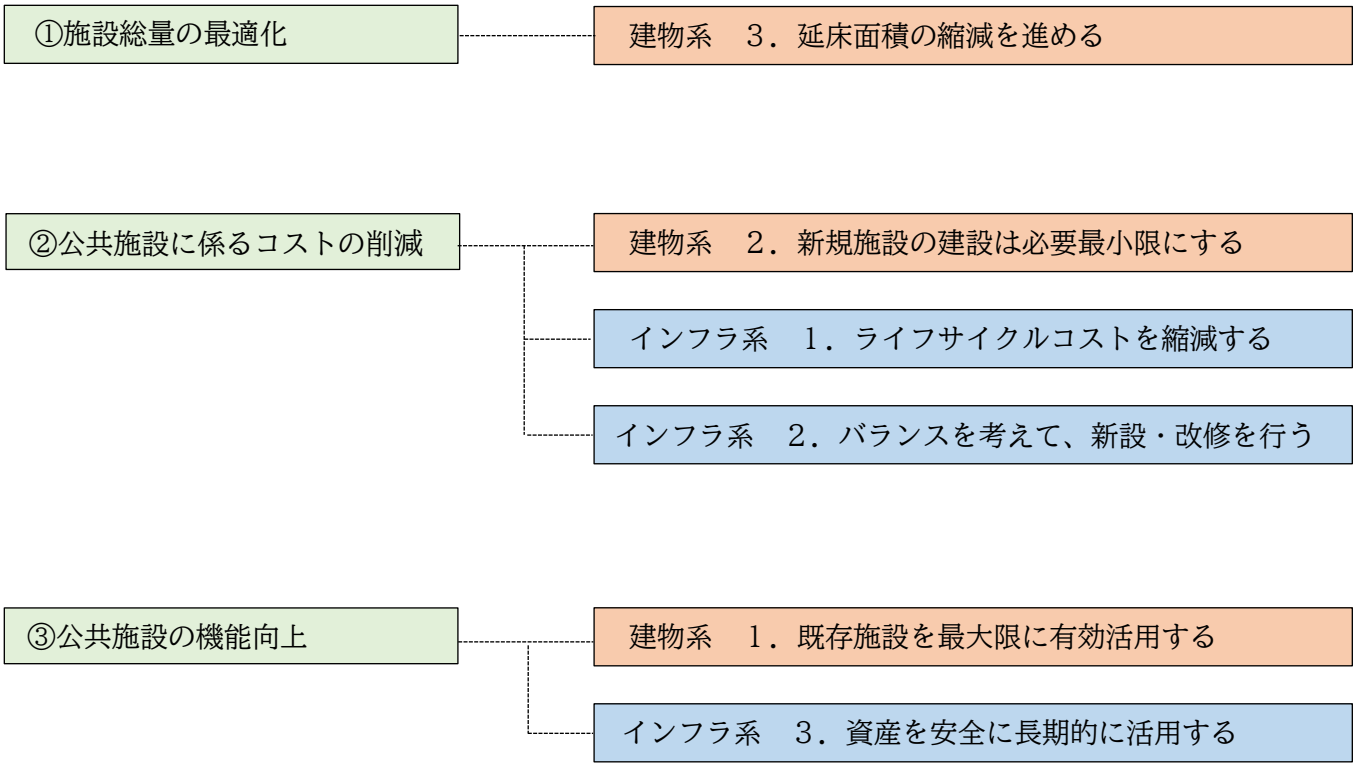
③公共施設の機能向上

■ 今後高い確率で起こると予測される「南海トラフ地震」をはじめ、大規模な災害が起きたときでも、公共施設はその役割を果たしていく必要があり、耐震性をはじめとする施設の安全性をさらに向上させていく必要があります。

■ また、今後高齢化がますます進んでいき、外国人労働者も増加していくと予測されます。阿波市では第3次総合計画において「SDGs の 17 のゴールに結びつけながら取り組みを実施し、誰一人取り残さない阿波市の実現を図る」としており、公共施設についても誰もが使いやすいものとしていく必要があります。

（３）公共施設の基本的方針の新旧対象

■ 改定前の基本的方針は、下図のとおり新しい方針に整理をしました。



３．公共施設に関する数値目標

■ 改定前の計画において、公共建築物の延床面積を令和 37 年度までに平成 27 年度比で 30%削減するとの数値目標を定めており、今回もその数値目標を引き継ぎます。

阿波市公共施設等総合管理計画における数値目標

公共建築物の延床面積を令和 37 年度までに
30%の削減を行う（平成 27 年度比）

■ インフラ施設については市民生活や産業の基盤となるものであり、その重要性を鑑みて具体的な削減目標は設定しません。

４．公共施設等の管理実施方針

■ 上で定めた、基本方針を実現するために、次の通り管理方針を定めます。

（１）点検・診断等の実施方針

■ 公共施設については、法定点検に加え、施設管理者等による定期点検も実施し、施設の劣化状況の把握に努めます。

■ 定期点検にあたっては、専門知識がなくともできるよう、点検マニュアルを作成します。

■ 定期点検により施設の不具合を早期に発見し、安全性向上につなげるとともに、早期修繕を行うことで大規模な修繕を回避し、修繕費の全体的な削減を図ります。

■ 点検結果に加え、利用度などソフト面も含めた施設診断・評価を行い、個別施設計画における管理実施方針の検討に活用します。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

■ 維持管理・修繕・更新については、限られた財源で実施できるよう、上記(1)で示した施設類型ごとの評価に基づき優先順位を付け、中長期的な視点で計画的に行います。

■ 不具合が顕在化してから修繕を行うという従来の事後保全型修繕から、上記(1)の方針で行った点検診断・評価を踏まえた予防保全型修繕に転換し、大規模修繕の発生リスクを引き下げ、ライフサイクルコストの削減につなげます。

■ 施設評価の結果、利用者が少ない施設や必要性が低いと判断される施設については、修繕や更新の対応ではなく、統合や廃止の実施を検討します。

■ 修繕履歴は施設ごとに記録を残していき、今後の維持管理に活用できるような仕組みづくりを検討します。

インフラ施設における優先事項について

■ インフラ施設の維持管理・修繕・更新等については、中期的な財政見通しや将来の財政運営への影響を考慮して、限られた財源の中で行うことを優先します。

（３）安全確保の実施方針

■ 上記(2)で示した修繕等の優先付けを行うにあたっては、利用者の安全に直結する事項は最優先として扱います。

■ また建物全体が老朽化し、周辺に危険性が認められるものについては、建物の除却を行います。

（４）耐震化及び国土強靭化の実施方針

■ 旧耐震基準の建物や、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判明した建物については、早急な耐震工事か、移転・統廃合を行います。

■ 天井や照明などの非構造部分の耐震化についても、避難所施設を中心に進めます。

■ 著しく老朽化した施設については、除却を行います。

■ 道路、橋梁、上水道といったインフラについては、災害時における市民生活の維持に直結することから、「阿波市国土強靭化地域計画」で定めた方針に基づいて耐震化や機能強化を進めます。

（５）長寿命化の実施方針

■ 施設の使用期間を延長することはライフサイクルコストの縮減につながり、長期的な財政的負担の軽減に寄与します。しかし、今後人口減少が見込まれるなか、全ての施設の長寿命化を行うことは効率的ではありません。

■ このため、長寿命化の実施にあたっては、施設類型ごとに定める個別計画で施設選定や優先順位付けを行い、これに基づいて取組を行います。

■ 個別計画により長期的に維持していくとした施設については、「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、下表の年数まで使用することを目標として、計画的かつ適切な長寿命化工事を行っていきます。

	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	重量鉄骨造 ブロック造	木造 軽量鉄骨造
標準的な耐用年数	60 年	60 年	40 年
長寿命化目標耐用年数	80 年	80 年	50 年

■ また、道路舗装や橋梁、水道といったインフラ施設についても、その特性に応じた個別計画を策定し、これに基づいて長寿命化を実施します。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進

■ 少子高齢化や国際化が進む中、「誰一人取り残されない阿波市」を実現するためにも今後は誰もが使いやすい施設としていく必要があります。このため、公共施設については原則として徳島県が策定した「とくしまユニバーサルデザイン推進マニュアル」に基づいて、新設・改修を行います。

（７）統合や廃止の推進方針

■ 基本的方針にも示したとおり、人口減少及び高齢化の進展と、厳しい財政状況が今後も続いていくと予測される中、現在の施設数や延床数を維持していくことは困難なため、公共施設の延床面積を削減する必要があります。

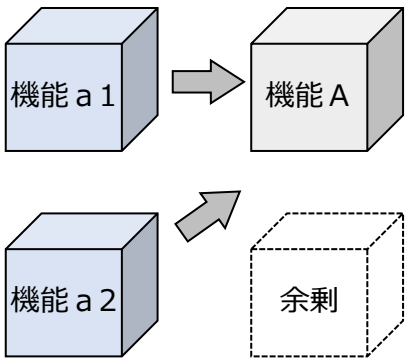
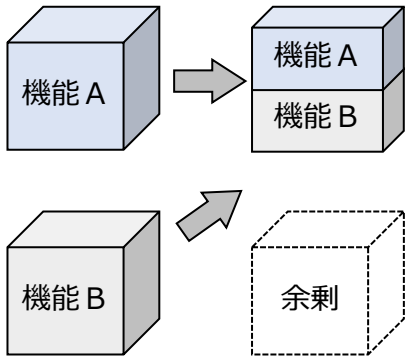
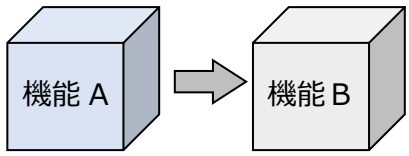
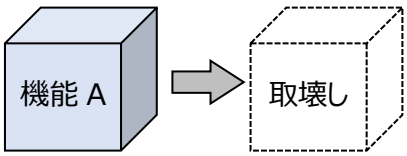
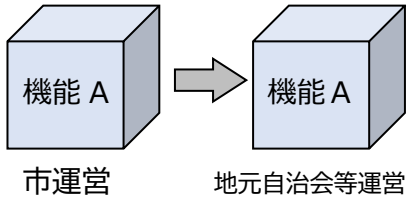
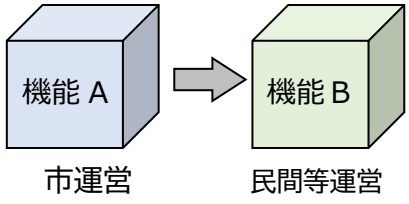
■ 減少の手法として、統合、廃止、民間譲渡などの多様な手法を用いることとし、施設にどの手法を用いていくかは、施設類型ごとに定める個別計画により検討を行うようにします。（次表参照）

■ たとえば、利用の少なくなった施設については、除却や統合を、公共性が低い施設等については、民間への譲渡を検討します。

■ 住民サービスの低下を招かないよう、延床面積の縮減は利用者等との対話を行いながら進めます。

■ インフラ施設については、社会や経済活動を支える基盤であることから、削減については原則として行いませんが、代替路がある場合など明らかに市民生活に影響のないものは廃止することも検討します。また包括的民間委託などの PPP の手法や民間譲渡をすることなど維持管理費を削減する方策についても研究します。

■ 延床面積減少をさせるための手法

マネジメント取組方法	実施内容	イメージ
統合 （集約化）	複数の施設にまたがる同様の機能（サービス）を、再構成したうえで一つの建物等にまとめて集約する。	
統合 （複合化）	複数の施設にまたがる異なる機能（サービス）を、再構成したうえで一つの建物等にまとめて集約する。	
用途変更	既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し、施設を有効活用する。	
用途廃止 （除却）	施設の機能（サービス）を廃止し、建物を取壊して除去する。	
用途廃止 （譲渡）	建物を地元自治会等の認可地縁団体へ無償譲渡し、地元にて施設の機能（サービス）の運営を図る。	
用途廃止 （貸付、売却等）	機能（サービス）を廃止し、建物を民間や他団体等へ貸付又は売却する。	

（８）PPP/PFI 活用の実施方針

■ 今後大規模な施設の改築を行う場合は、PFI の可能性についても検討を行います。

■ また、コスト削減やサービス向上に向けて既存施設の PPP の適用についても可能性を検討します。

（９）脱炭素化の実施方針

■ 国の目標である 2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、公共施設についてもその役割を果たしていかなくてはなりません。このため公共施設の脱炭素化を「阿波市地球温暖化対策実行計画」に基づき進めます。

（１０）固定資産台帳の活用

■ 平成 28 年度決算より義務化された地方公会計制度により策定された固定資産台帳については、保有する資産を財務的に管理するものです。この固定資産台帳の仕組みに施設の維持管理費や利用状況等を組み合わせることで、高度な施設マネジメントが実践できる可能性があるため、その仕組みづくりを検討します。

５．未利用資産の処分や活用に関する基本方針

■ 公共施設の統廃合を進めていくなかで生じる未利用資産については、原則的に貸付や売却による処分を図り、財政負担の軽減と保有資産量の最適化を図ります。

■ 処分するにあたっては「阿波市公有財産処分等検討委員会」で十分に協議を行い、方針を決定します。

第５章　施設類型別の現状認識と管理基本方針

■ 公共建築物及びインフラの施設類型別の現状認識と管理基本方針について記載します。

１．公共建築物

１－１　行政系施設

現状認識

■ 庁舎等については、新庁舎を平成 26 年に市場町に建設し、吉野、土成、阿波の各町に支所を設置しています。吉野、土成、市場にあった旧役場庁舎については解体をし、跡地については防災交流広場として整備を行いました。

■ 各支所は、吉野支所を吉野保健センター、土成支所を土成コミュニティーセンタ、阿波支所を阿波農村環境改善センターの中に設置しており、複合施設となっています。また、各支所は大規模災害時の現地対策本部が設置されることから、防災上からも重要な施設となります。

■ 消防施設については、各消防団の詰所が 32 カ所市内に配置されており、分団の拠点となります。土成方面の詰所の建築年数が経過していますが、合併前に大規模改修を行っています。

■ その他行政系の施設については、ケーブルテレビ施設が各町に設置されているほか、行政で使用する倉庫等となっています。

行政系施設の管理基本方針

■ 行政系施設のうち庁舎等及び消防施設については、現状の施設を維持していくことを基本とし、大規模改修や長寿命化対策を適切に行っていきます。

■ ケーブルテレビ施設については、情報通信技術の進化やケーブルネットワークを取り巻く変化も予想されることから、将来的な更新については状況をみながら判断を行います。

■ 施設の使用年数を伸ばしていくため、点検体制を強化して、施設の不具合を早期に発見し、損傷が広がる前に計画的に修繕を行うように努めます。

■ 倉庫等については一部老朽化が進行しているものがあるため、使用状況なども見ながら長寿命化対策や統廃合など多方面の対策について検討をしていきます。

■ 施設ごとの方針については「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

１－２．小規模市民文化系施設

現状認識

■ 小規模市民文化系施設については、主に集落単位で使用する集会施設となっており、合併前に建築され

ているものが多くを占めています。

- 町別でみると、吉野町 32 施設、土成町9施設、市場町 34 施設、阿波町 10 施設となっています。
- 町ごとで施設数に偏りが見られますが、これは旧町時代の方策の違いなどで、市ではなく地元自治会が所有している集会施設が多いことが表れています。
- また、少子高齢化や人口減少、生活様式の変化により小規模市民文化系施設については利用頻度が少なくなっている傾向です。

小規模市民文化系施設の管理基本方針

- 集会施設については市で使用するものではなく、地元自治会等で使用をするものであることから、使用団体への譲渡していくことを基本方針とします。
- 老朽化が進行し、地元自治会でも使用の見込みがない施設については、解体することを基本とします。
- 譲渡にあたっては一方的に行うのではなく、地元自治会との対話を重ねていくこととし、地元自治会での大規模改修を促す地域集会施設等機能補修事業補助金を活用していき、地元譲渡を促進します。
- 施設ごとの方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

１－３．大規模市民文化系施設

現状認識

- 平成 26 年に阿波市交流防災拠点施設アエルワが建設され、阿波市における文化活動の拠点となっているほか、南海トラフ地震の際には支援物資の輸送拠点施設となります。
- 阿波地域交流センターについては、令和元年度に旧阿波市役所の3階部分を減築し、耐震改修を行うなどの長寿命化対策を行い、新たに設けられた施設で、多目的室のほか、県警の運転免許センターや子育て支援センターが入居しています。隣接する阿波図書館、阿波農村環境改善センター、阿波テニスコートと合わせた一帯の敷地に「あわむすび」の愛称をつけています。
- また公民館や隣保館は区域単位で設置されており、地域住民の文化活動の場として利用されています。
- 避難所や投票所としても指定されているところもあり、行政上重要な施設が多いですが、山間部に設置されているものについては、普段の利用がほとんどないものもあります。
- 土成中央公民館については土成図書館との複合施設となり、令和2年度に改築されました。このほか、近年で多くの施設で大規模改修を行っています。
- 令和7年度に、老朽化が進んでいた吉野柿原公民館と吉野中央公民館を廃止し、吉野コミュニティセンターに機能を統合する計画です。

■ 阿波市交流防災拠点施設アエルワと土成中央公民館は指定管理者制度を導入しています。

大規模市民文化系施設の管理基本方針

■ 大規模市民文化系施設については、建築年数が経過していないものや、大規模改修を行っているものがあり、これらの施設については、適切に維持をしていきます。

■ 施設の使用年数を伸ばしていくため、点検体制を強化して、施設の不具合を早期に発見し、損傷が広がる前に計画的に修繕を行うように努めます。

■ 設置から年数が経過し、利用が少なくなっている施設もあり、避難所に指定されていないなど、なくなっても市民への影響が少ないと判断できるものは、統廃合や廃止を検討します。

■ 施設ごとの具体的な方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

１－４．社会教育系施設

現状認識

■ 社会教育系施設として、図書館を各町に1施設ずつ、博物館を市場町、土成町に設置しています。

■ 図書館については、令和2年度に土成図書館が改築され、土成中央公民館との複合施設となりました。また阿波、吉野の図書館の改修についても、近年大規模改修を行いました。

■ 博物館は土成歴史館、市場歴史民俗資料館の2つで、ともに旧町地域に特化した歴史博物館です。

■ 土成歴史館については令和6年度に大規模改修を行いました。

■ 市場図書館及び市場歴史民俗資料館については複合施設となっています。

■ 土成歴史館を除いて、指定管理者制度を導入しています。

社会教育系施設の管理基本方針

■ 図書館については、近年大規模改修を行っていることから、当面の間、現状の施設数を維持します。施設の使用年数を伸ばしていくため、指定管理者による点検体制を強化して、施設の不具合を早期に発見に努めます。

■ 資料館については、展示内容が重複している部分や、阿波市全域を対象に広げることが望ましいことから、将来的な統廃合について検討を行っていきます。

■ 施設ごとの具体的な方針は、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

１－５．スポーツ・レクリエーション系施設

現状認識

- スポーツ･レクリエーション系施設は、体育施設とレジャー施設に分類しています。
- 体育施設で対象とされているものは、屋内運動場やグラウンド等に付随しているトイレや事務室等になります。屋外運動場をはじめとするグラウンド等についてはインフラ部門として方針を記載しています。
- 体育施設のうち、屋内運動場については吉野町に1つ（吉野スポーツセンター）、土成町に1つ（土成農業者トレーニングセンター）、市場町に3つ（市場体育館、市場武道館、市場日開谷体育館）、阿波町に1つ（阿波体育館）設置されており、投票所や避難所として指定されている施設もあります。土成農業者トレーニングセンターなど設置から 40 年以上経過し、老朽化が目立ち始めている施設もあります。
- レジャー施設のうち土成健康センター、土成地域資源活力工房については指定管理制度を導入しています。
- 土成健康センターについては、多くの来客が見られますが、建設から 20 年以上経過して、老朽化が目立つようになっています。

スポーツ・レクリエーション系施設の管理基本方針

- スポーツ施設の整備費用については、有利な国費や起債が少なく市への財政負担が大きくなります。このため利用頻度や利便性を配慮した上で、建て替え時の規模縮小や、統廃合を検討していきます。
- 御所の郷については、当面は現状維持をしていきます。
- 各施設の具体的な方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

１－６．産業系施設

現状認識

- 産業系施設の多くは、住民が共同利用を行っている農機具倉庫や作業場となっています。
- このため、延床面積は他の施設分類に比べて小さいです。
- 近年の高齢化や離農者の増加により、共同作業場や農機具倉庫については利用頻度が低下している傾向にあります。
- 錦鯉流通市場については、市場町時代に転作の促進策として建設されたもので、指定管理者制度にて運営を行っています。
- 平均的に建築から年数が経過をしている施設が多いです。

産業系施設の管理基本方針

- 利用頻度が低下をしている施設については、建替えなどの更新を行いません。施設の使用期間を延ばし費用対効果に見合った修繕とするため、施設点検を強化し、破損が小さいうちに修繕するように努めます。
- 利用者が限定されている施設については利用者への譲渡も検討します。
- 各施設の具体的な方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

１－７．子育て支援施設

現状認識

- 放課後児童クラブについては、小学校区ごとに1つずつ設置されています。校舎の一部を転用して運営を行っていたところもありましたが、令和6年度に一条放課後児童クラブの新設により、全ての放課後児童クラブが独立した施設となりました。
- 放課後児童クラブについては、指定管理者制度により運営を行っています。
- 阿波市で運営を行っていた幼稚園と保育所については再編を行い、すべて認定こども園に移行し、そのうち4施設については、民間の事業者が運営を行っています。市で運営を行っているのは5施設となります。
- 施設需要に対しては現状で充足できていると考えます。
- 建設からの経過年数については他の施設分類と比較して低いです。

子育て支援施設の管理基本方針

- 放課後児童クラブ、認定こども園とも当面は現状の施設を維持します。
- 施設の使用年数を伸ばしていくため、点検体制を強化して、施設の不具合を早期に発見し、損傷が広がる前に計画的に修繕を行うように努めます。
- 各施設の具体的な方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

１－８．保健・福祉施設

現状

- 阿波健康福祉センター、吉野地域福祉センター、市場老人福祉センター、土成保健センターでは指定管理者による施設管理を行っています。
- 土成障害者地域共同作業所と土成保健センターは複合施設となっています。
- 市場高齢者共同生活施設は、旧市場町時代に廃校となった日開谷小学校を改修して設置した施設です。
- 吉野地域福祉センター、市場老人福祉センターについては設置から年数が経過し、老朽化が進行しています。また施設設備が現在の福祉ニーズに対応できていないところもあります。

保健・福祉施設の管理基本方針

- 老朽化が進む吉野地域福祉センター、市場老人福祉センターについては、施設のあり方を見直し、改修や統廃合、施設の有効利用を図る方策を検討します。
- 施設の使用年数を伸ばしていくため、点検体制を強化して、施設の不具合を早期に発見し、損傷が広がる前に計画的に修繕を行うように努めます。
- 各施設の具体的な方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します

１－９．学校教育系施設

現状認識

- 学校教育系施設については、小学校 11 校、中学校4校、学校給食センター1施設があります。
- 大影小学校については休校中です。
- 校舎及び屋内運動場の耐震化は平成 26 年度に完了しています。
- 屋内運動場とグラウンドについては、スポーツ少年団等への貸し出しを行っています。また屋内運動場については災害時の避難施設として指定されています。

■ 給食センターについては平成 26 年に建築され、旧町で分かれていた学校給食業務を一つに統合しました。

■ 少子化の進行により、年々児童・生徒数が減少しています。今後もこの傾向が進むものと考えられます。

学校教育系施設の管理基本方針

■ 学校教育施設については当面の間は現状を維持しますが、今後の人口動態を考慮し、将来的な統廃合の可能性を検討していきます。

■ 休校中の大影小学校については、何らかの利活用の方法がないか検討していきます。

■ 各小学校・中学校の管理方針については「阿波市学校長寿命化計画」で策定します。

■ 給食センターの管理方針については「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

1－10. 公園

現状認識

■ 対象となっているものは、公園にあるトイレや倉庫といった建築物だけとなっています。公園自体についてはインフラ部門として整理しています。

■ トイレについては、清掃費や光熱水費などの維持管理費が発生しています。

■ 一部のトイレについては、老朽化の進行や、状況の変化により使用頻度が少なくなっているものがあります。

公園の管理基本方針

■ 公園等のトイレについては、原則新設は行いません。

■ 利用頻度が少なくなっているトイレについては、廃止をし、維持管理費の削減に努めます。

■ 各施設の具体的な方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

1－11. 公営住宅

現状認識

- 阿波市の市営住宅については令和7年現在で 66 団地、995 戸の供給を行っています。
- 令和 6 年度末時点で 65.1%が法定耐用年数を経過しており、多くは 1970 年代に建築された木造・簡平（簡易耐火構造平屋建て）となっており、耐震性の不備や居住性に劣るなどの問題があります。
- 654 世帯が入居していますが、そのうち 65 歳以上の高齢者を含む世帯が 373 世帯となっています。

公営住宅の管理基本方針

- 耐震性能が確認できた耐火住棟については長寿命化対策を行い、使用年数を延ばすことでコスト削減につなげていきます。
- 複数の団地を集約する統合建替の検討や、耐火公営住宅や民間借家への住み替えを促進し、老朽化の進んだ住宅の用途廃止や除却を進めます。
- 住宅ストック量を見直して管理負担費の軽減を図るため、改良住宅の払い下げを検討します。
- 各施設の具体的な方針については、「阿波市公営住宅等長寿命化計画」で策定します。

1－12. 供給処理施設

現状認識

- 供給処理施設は、リサイクルセンター2カ所、飲料水供給処理施設5カ所、排水機場4カ所の内訳です。
- リサイクルセンターについては、このほかに土成、市場にも1カ所設置しています。
- いずれの施設についても、地域の生活基盤を支えるものです。

供給処理施設の管理基本方針

- 供給処理施設については、住民の生活や経済活動に直結するものであることから、現状の施設や設備を維持できるようにします。
- 施設の使用年数を伸ばしていくため、点検体制を強化して、施設の不具合を早期に発見し、損傷が広がる前に計画的に修繕を行うように努めます。
- 施設ごとの具体的な管理方針は、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

1－13. その他

現状認識

- 「その他」については、行政目的での使用が終わり、普通財産として保有しているものが中心となります。

■ 一部施設は他団体への貸し付けなどで活用を行っていますが、遊休財産として保有しているものもあります。

■ 「旧中消防署」をはじめ老朽化が進行している施設も多くあります。

その他施設の管理基本方針

■ 建物の普通財産については、他団体へ貸付を行うなど有効利用を図ります。

■ 老朽化が進行した建物については、周辺の安全性のため除却をすることを検討します。

■ 各施設の具体的な方針については、「阿波市公共施設個別管理計画」で策定します。

２．インフラ施設

２－１．市道

対象施設

種類	路線数	延長	面積
１級市道	32 本	60,237m	436,373 ㎡
２級市道	55 本	79,575m	482,743 ㎡
その他	2,762 本	912,868m	4,419,523 ㎡
合計	2,849 本	1,052,680m	5,338,639 ㎡

現状認識

■ 平成 29 年度に実施した路面性状調査を行った市道 17,872m のうち、修繕が必要と判断された区間が 9,527m あり、舗装の経年劣化が進行しています。

市道の管理基本方針

■ 舗装路面の劣化・損傷の状態を把握し管理するようにし、舗装路面の状態や交通量に応じ工事の優先順位を決定し、計画的な舗装工事・修繕を進めます。

■ 事後保全型から予防保全型の修繕への転換を図り、ライフサイクルコストを延長することで、舗装修繕予算の総合的な低減を目指します。

■ 舗装の詳細な方針については「阿波市道舗装長寿命化修繕計画」で定めます。

２－２．林道

対象施設

種類	路線数	延長	面積
林道	21 路線	42,928m	137,727 ㎡

現状認識

■ 林道のうち舗装されているものは 23,229mです。

林道の管理基本方針

■ 林道については、その特性から利用頻度は高くありませんが、地球温暖化防止のために適切な森林保全を求められていることから、森林環境譲与税を活用し今後も適切に維持管理を行います。

２－３．橋梁

対象施設

種類	本数	延長	面積
鋼橋	56 本	1,493.86m	8,536.04 ㎡
ＰＣ橋	111 本	2,270.20m	10,286.15 ㎡
ＲＣ橋	402 本	2,267.13m	10.414.12 ㎡
石橋・その他	57 本	181.95m	1,360.82 ㎡

現状認識

■ 令和6年度末時点で長さが2m以上の橋を 626 橋管理しています。これらの橋の多くは、高度経済成長期に建設されており、今後急速に橋の高齢化が進むことが予測されます。

■ 高齢化した橋の安全性や信頼性を確保するためには、橋の修繕や架替えにかかる費用の増大が見込まれています。

■ このため、今後の橋の維持管理には、橋をできるだけ長持ちさせ、合理的で効率的な維持管理を行うことによって、可能な限りコスト縮減に取り組むことが不可欠です。

橋梁の管理基本方針

■ これまで橋の損傷が大きくなってから修繕するという「対症療法的な維持管理」から、橋の劣化の進行を予測し、損傷が大きくなる前に早めに手当てをする「予防保全的な維持管理」へ移行し、将来にわたる維持管理・更新コストに最小化を目指していきます。

■ 老朽化により現橋の継続利用が困難な場合は架替えを行いますが、周辺環境の変化により役割を終えている橋については撤去することも検討します。

■ 各橋梁の具体的な管理方針については、「阿波市橋梁長寿命化修繕計画」で定めます。

２－４．公園

対象施設

公園名	所在地
井ノ元児童遊園	吉野町西条字東須賀 94-1, 96-1
町口南公園	吉野町西条字町口 216-6
吉野五条児童公園	吉野町西条字地免 1-1
亀田集会所	吉野町西条字折口 139-2
大牛堤・南北分水工公園	吉野町西条字折口 13-5, 14-4
吉野大竹児童公園	吉野町西条字西大竹 77-3
庄境児童遊園	吉野町西条字庄境 175-1, 175-15
町口児童遊園	吉野町西条字出屋敷 179
町口北児童公園	吉野町西条字岡ノ川原 1-1
岡ノ元緑地広場	吉野町西条字岡ノ元 113-1
東部地区中央公園	吉野町西条字井ノ元 77-14, 77-15, 78-1, 78-25
井ノ元東公園	吉野町西条字井ノ元 43-2, 45-1
東部地区緑地広場	吉野町西条字井ノ元 112-2-2, 112-6
昭和地区緑地広場	吉野町柿原字西二条 238-1, 240-1, 240-2, 241-4
昭和西地区児童公園	吉野町柿原字原 208-1, 208-2, 208-7, 208-8
吉野昭和児童公園	吉野町柿原字原 138
高畑北公園	吉野町柿原１丁目 352-2, 352-3
吉野稲荷小公園	吉野町柿原１丁目 313
吉野稲荷公園	吉野町柿原１丁目 301, 305, 316-2, 317-1, 317-2, 318-1
高畑児童遊園	吉野町柿原１丁目 106-1, 118
吉野旭児童公園	吉野町柿原１丁目 103
井ノ元中央公園	吉野町西条字井ノ元 77-14
姥御前防災公園	吉野町西条字東姥御前 230-2
土成緑の丘スポーツ公園	土成町土成字北原 1 他
ポケットパーク	土成町土成字南原 271-2, 271-4, 272-1, 272-2, 272-6
工業団地内緑地帯	土成町土成字殿開 131-1, 133-1, 134-1, 136-1, 136-2, 136-3, 139-1, 154-1
土成法林地地域休養施設	土成町土成字大木 154-1
土成中央農村公園	土成町土成字漆畑 220
土成成当農村公園	土成町成当字大場 1459-1
土成水田農村公園	土成町水田字日吉 261-1
土成出口地域休養施設	土成町水田字堂ヶ池 145
秋月歴史公園	土成町秋月字明月 82-2, 82-3, 82-4, 88

宮川内谷川河川敷公園	土成町高尾字林坊 279-1
土成高尾地域休養施設	土成町高尾字南原 75-1 地先の河川占用地
休場公園	土成町高尾字休場 65-7
ふれあいグラウンド	土成町高尾字休場 63-3, 64-2, 65-5, 65-6
郡水源地公園	土成町郡字西ノ宮 824-2
土成郡農村公園	土成町郡字建布都 569-1
土成宮川内公園	土成町宮川内字平間 49-4 地先
御所神社入り口トイレ	土成町宮川内字相婦 80-3
土成鵜の田尾トンネル前トイレ	土成町宮川内字御所 45 地先
土成宮川内農村広場	土成町宮川内字宮ノ尾 72-1 地先の河川占用地
土成ＩＣ前公園	土成町吉田字北門 14-10, 14-16, 15-5, 16-3, 18-15, 18-16, 18-17, 18-18, 18-19, 18-8
土成桜農村公園	土成町吉田字椎ヶ丸 5-1
おもてなし公園	土成町吉田字芝生の一 11-4
土成吉田地域休養施設	土成町吉田字御所屋敷の一 86
土成中央公園	土成町吉田字井ノ口 64-1, 65-2, 65-3, 66-1, 67-1
土成浦池水辺修景施設	土成町浦池字万代 1305-1
浦池中央公園	土成町浦池字千代 1610-1, 1610-6
宮川内谷川公園	土成町宮川内字古田 161 番地 1 地先の河川占用地
金清自然公園	市場町尾開字日吉 415-1 他
八幡神社横トイレ	市場町八幡字町屋敷 50-2
大野島児童遊園地	市場町大野島字江ノ島 130-2
庁舎前ポケットパーク	市場町切幡字古田 195-15
切幡地区公衆便所	市場町切幡字観音 125-5
阿波市緑地休養施設	市場町上喜来字蛭子 2034, 2035
大門公園	市場町上喜来字中佐古 1048-1, 1048-3, 1048-4
上喜来児童遊園地	市場町上喜来字大門 913-2, 913-3
上喜来児童公園	市場町上喜来字窪二俣 1760-1
市場農村公園	市場町市場字上野段 212-2 他
市場公園	市場町市場字上野段 212-2, 212-3
市場山野上農村公園	市場町山野上字大西 41-1 他
児童遊園地　（市場）	市場町香美字西原 185, 186-2
東香美公園	市場町香美字郷社本 221
市場大月公園	市場町犬墓字大月 216-4 他
池田児童遊園	市場町伊月字池田 67-7, 68-7
宮ノ本児童遊園地	市場町伊月字宮ノ本 167-3
伊月農村公園	市場町伊月字宮ノ本 100
市場センターパーク	阿波市市場町切幡字古田 137 番地 1
阿波東条児童公園	阿波町東条 293-5

大久保谷川水際公園	阿波町東原 173 地先
阿波谷島農村公園	阿波町谷島 201-1
阿波久千田南農村公園	阿波町新開 30-1
阿波勝命コミュニティ公園	阿波町勝命北 171
阿波市土柱自然公園	阿波町桜ノ岡 430-6, 466-1, 466-6, 468-1, 468-3, 468-4, 470-1, 470-7, 470-8, 470-9, 471-1, 472-1, 472-3, 472-4, 473-1, 474-1, 474-2, 474-3, 475-3, 476-3, 阿波町北山 528-1, 528-3, 528-4, 540
阿波市休養村ふれあい公園	阿波町桜ノ岡 384-1, 阿波町北正広 192, 210-7, 217-3
阿波市土柱山村広場	阿波町桜ノ岡 177-1, 177-13, 177-14, 177-16, 177-5, 177-6, 177-7, 180-2, 181-1, 182-5, 431-11, 431-14, 431-15, 431-2, 467-2, 468-2, 469-1, 469-2, 469-3, 470-10, 470-2, 470-3, 470-5
阿波居屋敷農村公園	阿波町居屋敷 219-1
阿波伊沢谷農村公園	阿波町亀底 16-1
阿波馬場農村公園	阿波町王子川 19-1
貴船公園	阿波町井出口 313-6
阿波大久保グランドゴルフ場	阿波町下原（大久保谷川河川敷）
岩津ポケットパーク	阿波町乙岩津（旧岩津橋跡）

現状認識

- 現在、阿波市が管理を行っている公園は 83 カ所あります。自然公園や住宅地にある小規模な公園まで含まれています。
- 少子化により、利用頻度が少なくなっている公園もあります。
- 草刈りや剪定のほか、大きな公園では清掃業務委託費の維持管理費が発生しています。
- 公園に設置されている遊具については、毎年安全点検を行っています。

公園の管理基本方針

- 利用頻度の高い公園については、今後も適切に維持をしていきますが、利用頻度の低い公園については、廃止を検討し、売却や貸付等の利活用を行います。

２－５．グラウンド等

対象施設

名称	位置
吉野テニスコート	阿波市吉野町西条字大西 6 番地 1
市場テニスコート	阿波市市場町市場字岸ノ下 298 番地 1 地先
阿波テニスコート	阿波市阿波町東原 173 番地 1 地先
吉野グラウンド	阿波市吉野町西条字大西 6 番地 1
吉野ウォーターパーク	阿波市吉野町西条字大西 6 番地 1
土成緑の丘スポーツ公園	阿波市土成町土成字北原 1 番地
市場グラウンド	阿波市市場町市場字岸ノ下 298 番地 1 地先
あわ十川ゴム球場	阿波市阿波町丸山 24 番地 1
御所グラウンド	阿波市土成町宮川内字広坪 89 番地先
東条グラウンド	阿波市阿波町居屋敷 221 番地 12
土成中央ゲートボール場	阿波市土成町吉田字一本松の二 39 番地 1

現状認識

- グラウンド等についてはグラウンドの他、テニスコート、プール、野球場、ゲートボール場が含まれています。
- 屋外照明などの維持管理費が発生しています。

グラウンド等の管理基本方針

- 当面は現状の施設数を維持していきます。

２－６．上水道

対象施設

■ 上水道の対象施設については阿波市水道事業ビジョン 22P～に記載されています。主な施設は以下の通りです。

［配水池］

町名	配水池名	建設年度
土成町	低区配水池	昭和 43 年～平成３年
	高区配水池	昭和 43 年～昭和 56 年
	西山配水池	昭和 62 年
	金地配水池	昭和 55 年
	加圧区配水池	昭和 43 年～昭和 56 年
	平間配水池	平成 12 年
市場町	市場低区第１配水池	昭和 62 年
	市場低区第２配水池	昭和 48 年
	市場高区配水池	平成 26 年
	大俣低区配水池	昭和 47 年～昭和 52 年
	大俣高区配水池	昭和 63 年
阿波町	小倉配水池	昭和 38 年～昭和 60 年
	山麓配水池	昭和 40 年
	早田ポンプ場	昭和 60 年
	長峰配水池	昭和 39 年
	西長峰ポンプ場	平成６年
	名東ノ岡配水池	昭和 57 年

［ポンプ施設］

町名	ポンプ施設名	建設年度
吉野町	一条水源地	平成 17 年度
	柿原水源地	昭和 45 年度
土成町	低区配水池　高区ポンプ室	昭和 41 年
	加圧区送配水ポンプ場	平成 16 年
	金地第１送水ポンプ場	平成５年
	金地第２送水ポンプ場	平成５年
	見坂送配水ポンプ場	平成 12 年
	平間高区配水ポンプ場	平成 12 年
	西山第１送水ポンプ場	平成 13 年
	西山第２送水ポンプ場	昭和 62 年
	西山第３送水ポンプ場	昭和 62 年

市場町	市場第１水源地	昭和 48 年
	市場高区・大俣低区送水ポンプ場	昭和 48 年
	大俣高区送水ポンプ場	昭和 52 年
	大俣高区加圧ポンプ場	昭和 52 年
阿波町	林水源地	昭和 47 年
	林第２水源地	平成 14 年
	王地水源地	昭和 54 年
	赤坂送配水ポンプ場	昭和 55 年
	北岡送水ポンプ場	昭和 40 年
	西長峰配水ポンプ場	平成６年
	山麓送水ポンプ場	昭和 40 年
	早田配水ポンプ場	昭和 60 年

［管路］

種類	延長（m）
導水管	5,752
送水管	20,853
配水本管	83,487
配水支管	373,224

現状認識

- 基幹管路の耐震化率は平成 30 年度の時点で 31%とです。
- 配水支管の耐震化状況については、平成 30 年度の時点で 5.5%で、法定耐用年数である 40 年を経過した管路は 24.6%を占めています。
- 水道施設の現状については、阿波市水道ビジョン第2章2ー3水道施設の整理及び業務指標に記載されています。

上水道の管理基本方針

- 水質管理体制の強化と水道料金の適正化を行い、安全な水道確保を目指します。
- 水道施設の耐震化や配水ブロック間の相互融通や応急給水拠点の整備により、水道業務の強靭化を図ります。
- 給水区域の統合や施設削減による施設設備規模の適正化を図り、計画的な工事の実施を行うことで、持続的な水道サービスを目指します。
- 詳細については、「阿波市水道事業ビジョン」で定めます。

２－７．農業集落排水

対象施設

［汚水処理施設］

施設名	建物名	延床面積	構造	建築年
柿原東地区農業集落排水施設	柿原東地区浄化センター	402 ㎡	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	平成 12 年
一条西地区農業集落排水施設	一条西地区浄化センター	243 ㎡	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	平成 09 年

［管路施設］

管渠	27,761m

現状認識

- 農業集落排水については、吉野町の一部地域で設置されています。
- 一条西地区が平成9年に、柿原東地区が平成 12 年に供用開始しています。
- 設置から 20 年以上経過し、老朽化が目立ち始めています。

農業集落排水の管理基本方針

- 農業集落排水の維持管理方針については「阿波市農業集落排水維持管理適正化計画」に基づいて策定します。

第６章　計画推進体制

１．全庁的な取組体制

■ 全庁的な取組を推進するため、各部局の長や財政課で構成される公有財産処分等検討委員会において、問題の共通認識を図ります。この場において進捗状況などの報告を行い、マネジメントの実施方針の内容変更をしていくなど、PDCA サイクルの考え方を取り入れた取組を行います。

■ また、計画の実行組織として、施設管理や財政・管財の担当職員による公共施設マネジメント推進プロジェクトチームを編成します。これにより多角的な視点からマネジメント方針の検討を行い、庁内での統一的な取組を推進します。

２．情報の管理・共有

■ 計画を推進していくにあたっては、施設の建設、改修、修繕を行った情報を把握し、一元管理をしていく必要があり、その仕組みとして固定資産台帳が活用できないか検討を行います。

３．計画の推進に向けたその他の取組み

■ 公共施設やインフラについては市民生活に直結するものであることから、積極的な情報公開を行います。

４．計画のフォローアップ

■ この計画については、令和 37（2055）年度までの長期にわたる計画となるため、社会情勢等の変化に合わせて概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

■ 計画の見直すにあたっては、公有財産処分等検討委員会において、計画の進捗状況の評価・見直しを行い、PDCAサイクルに基づいた取組となるようにします。

５．行財政改革推進プラン 2025 との連携について

■ 「阿波市行財政改革推進プラン 2025」は、「第3次阿波市総合計画」における阿波市の将来像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行財政運営を推進するため策定をされました。その中の主要施策の一つとして「公共施設等の適正配置・適正管理」を取組むとしております。

■ このため、阿波市公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、行財政改革推進プラン 2025 とも連動をして、両者の整合性を図っていきます。

■ 行財政改革推進プラン 2025 で「公共施設等の適正配置・適正管理」施策として行う取組

①「隣保館」・「公会堂」等のあり方の見直し
②「市場老人福祉センター」「吉野地域福祉センター」のあり方の見直し
③「放課後児童クラブ」のあり方の見直し
④「橋梁長寿命化修繕計画」の推進
⑤「市道舗装長寿命化修繕計画」の推進
⑥「公営住宅等長寿命化計画」の推進
⑦「学校施設長寿命化計画」の推進
⑧「スポーツ・レクリエーション系施設（社会体育施設）」のあり方の見直し
⑨「公民館」のあり方の見直し
⑩「歴史民俗施設」のあり方の見直し
⑪「公共施設」・「インフラ」の適正配置・適正管理の推進

第７章　阿波市公共施設個別管理計画（公共建築物個別の管理方針）

１．阿波市公共施設等総合管理計画との一体化について

（１）阿波市公共施設個別管理計画とは

- 阿波市公共施設個別管理計画は、平成 30 年3月に策定をされ、阿波市公共施設等総合管理計画で定められた公共施設に対する方針に基づき、個別施設ごとに管理方針を定めたものです。
- 計画期間は平成 30（2018）年から令和 19（2037）年までの 20 年間としています。
- 平成 30 年の策定後、令和5年3月に改定を行っています。

（２）一体化を行う理由

- 阿波市公共施設等総合管理計画では公共建築物に関する将来的な問題が明らかにされ、これを解決するための手段として公共建築物の延床面積の縮減や既存施設の有効活用を図るなどの方針を定めました。
- 阿波市公共施設個別管理計画は、この方針に基づき、除却や譲渡、長寿命化など、個別施設ごとにどのような措置を行うかを決めた、いわば阿波市公共施設等総合管理計画の実行計画的な役割のものとなります。
- 令和7年現在、阿波市において公共施設の全般的な計画が二つあることになっておりますが、同じ方向性の計画が併存していることで、混同を生じることもありました。
- このため今回の阿波市公共施設等総合管理計画の改定において、この阿波市公共施設個別管理計画を一体化し、阿波市公共施設等総合管理計画内に1つの章として取り扱います。
- このことにより、両計画の役割の違いが明確になること、また両計画で重複していた部分をなくしシンプルにすることでわかりやすい計画とし、公共施設マネジメントのさらなる推進を行うことを目的とします。

（３）本章で記載する内容について

- 本章で記載する内容は、令和5年3月に改定した阿波市公共施設個別管理計画のものを記載します。
- 具体的には阿波市公共施設個別管理計画から「対象施設について」、「計画期間について」、「施設ごとの方針決定の手順」、「施設評価の考え方」、「削減目標」、「実施の効果について」の内容をまとめたものとします。
- 令和4年度の改定後に一部施設の方針を変更していますので、それを反映させます。

２．対象施設について

■ 対象施設については、阿波市の公共建築物のうち、独自で長寿命化等計画を策定している施設（公営住宅、給食センターを除く学校教育系施設）を除いた施設を対象とします。

大分類	中分類および施設名
行政系施設	庁舎等
	吉野支所、土成支所、市役所庁舎、阿波支所
	消防施設
	吉野方面第１分団、吉野方面第２分団、吉野方面第３分団、吉野方面第４分団、吉野方面第５分団、吉野方面第６分団、吉野方面第７分団、土成方面第１分団、土成方面第２分団、土成方面第３分団、土成方面第４分団、土成方面第５分団、土成方面第６分団、土成方面第７分団、土成方面第８分団、市場方面第１分団、市場方面第２分団、市場方面第３分団、市場方面第４分団、市場コミュニティ消防センター、市場方面第６分団、市場方面第７分団、市場方面第８分団、市場方面第８分団大影消防詰所、阿波方面第１分団、阿波方面第２分団、阿波方面第３分団、阿波方面第４分団、阿波方面第５分団、阿波方面第６分団、阿波方面第７分団、救援機動隊、旧土成方面第１分団、旧阿波方面第３分団
	その他行政系施設
	消防用資材置き場（倉庫）、阿波市ケーブルネットワークセンター、ケーブルネットワーク市場サブセンター、ケーブルネットワーク阿波サブセンター、土成水防倉庫、旧市場支所、市場北原西倉庫（旧市場北原西集会所）、伊月水防倉庫、旧市役所分庁舎、阿波水防倉庫、旧勝命倉庫、建設課プラント倉庫
小規模市民文化系施設	集会所・公会堂・老人憩の家等
	吉野旭集会所、吉野春日公会堂、吉野昭和老人ルーム、吉野岡ノ元公会堂、吉野原市公会堂、吉野庄境集会所、吉野大竹公会堂、吉野亀田公会堂、吉野新開地老人ルーム、吉野双葉公会堂、吉野北部コミュニティセンター、吉野藤原コミュニティセンター、吉野柿原東老人憩の家、吉野二条老人憩の家、吉野五条老人憩の家、吉野田中老人憩の家、吉野中央農業担い手センター、吉野柿原農村環境改善センター、吉野一条農村環境改善センター、阿波市営原団地、阿波市営地免団地、阿波市営北須賀団地、阿波市営野田原団地、吉野シノ原教育集会所、吉野原教育集会所、吉野西井ノ元教育集会所、吉野五条教育集会所、吉野町口教育集会所、吉野一条教育集会所、吉野西姥御前教育センター、吉野中央教育集会所、吉野大野神教育集会所、土成旭多目的研修集会施設、土成桜多目的研修集会施設、土成緑集会所、土成藤原多目的研修施設、土成下藤原農事集会所、土成郡農村集落多目的共同利用施設、土成同志多目的研修集会施設、土成出口多目的研修集会施設、土成宮川内構造改善センター、市場伊月集会所、市場定松集会所、市場興崎町筋集会所、市場中南大北集会所、市場田渕集会所、市場西ノ岡集会所、市場香美教育集会

	所、市場善入寺南集会所、市場香美住民集会所、市場地区集会所、市場流地区集会所、市場住民センター、市場北原集会所、市場中央第一集会所、市場新女寺集会所、市場遠光集会所、市場奥日開谷集会所、市場三共集会所、市場西尾開集会所、市場北渕集会所、市場伊月公会堂、市場香美公会堂、市場大野島公会堂老人ルーム、市場岸ノ下老人憩の家、市場公園老人憩の家、市場山野上農業構造改善センター、市場開ノ口農業構造改善センター、市場切幡農業構造改善センター、市場大影農業構造改善センター、市場上南団地集会施設、市場伊月教育集会所、阿波土柱公会堂、阿波南川原公会堂、阿波早田老人憩の家、阿波北部集落センター、阿波勝命サブセンター、阿波一徳構造改善センター、阿波市営王地団地、阿波市営岡地団地、阿波市営東川原団地、阿波市営長峰団地
大規模市民文化系施設	公民館等
	吉野柿原ふれあい会館、吉野中央ふれあいセンター、吉野一条ふれあい会館、吉野公民館（旧吉野コミュニティセンター)、土成コミュニティセンター、土成中央公民館、市場コミュニティセンター、阿波市交流防災拠点施設アエルワ、市場文化会館、阿波市勤労青少年ホーム、市場公民館、大俣公民館、大俣公民館大影分館、八幡公民館、阿波地域交流センター、阿波農村環境改善センター、阿波伊沢公民館伊沢北分館、阿波久勝公民館、阿波林公民館、阿波伊沢公民館
社会教育系施設	図書館
	市立吉野笠井図書館、市立土成図書館、市立市場図書館、市立阿波図書館
	博物館・資料館
	市立土成歴史館、市立市場歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設
	吉野スポーツセンター、吉野グラウンド、吉野ウォーターパーク、土成陶芸教室、土成農業者トレーニングセンター、土成緑の丘スポーツ公園、市場武道館、市場体育館、市場日開谷体育館、市場日開谷市民プール、阿波体育館、阿波市民球場、東条グラウンド
	レジャー施設
	土成健康センター　御所の郷、土成地域資源活力工房、
産業系施設	産業系施設
	吉野旭農機具格納庫、昭和農機具格納庫、井ノ元農機具格納庫、吉野一条作業所、土成農産物加工所、伊月農機具倉庫（南)、伊月農機具倉庫（北)、市場伊月大型共同作業場、香美農機具倉庫、大野島共同作業場、市場大野島農機具倉庫、市場錦鯉流通市場、農業機械利用組合北部格納庫、農業機械利用組合南部格納庫、南川原農機具倉庫
子育て支援施設	児童クラブ
	御所放課後児童クラブ、土成放課後児童クラブ、八幡放課後児童クラブ、市場放課後児童クラブ、大俣放課後児童クラブ、久勝放課後児童クラブ、伊沢

	放課後児童クラブ、林放課後児童クラブ、一条放課後児童クラブ、柿原放課後児童クラブ
	認定こども園
	阿波市立一条認定こども園、阿波市立土成中央認定こども園、阿波市立大俣認定こども園、阿波市立八幡認定こども園、阿波市立伊沢認定こども園
保健・福祉施設	保健・福祉施設
	吉野地域福祉センター、吉野保健センター、土成障害者地域共同作業所、土成保健センター、市場老人福祉センター、市場高齢者共同生活施設、阿波健康福祉センター
公園	公園
	土成法林地地域休養施設、土成中央公園、土成鵜の田尾トンネル前トイレ、御所神社入り口トイレ、土成宮川内公園、おもてなし公園、宮川内谷川公園、宮川内谷川河川敷公園、秋月歴史公園、山野上農村公園、市場大月公園、切幡地区公衆便所、八幡神社横トイレ、市場センターパーク、金清自然公園、阿波貴船公園、阿波市土柱山村広場、阿波市土柱自然公園
供給処理施設	供給処理施設
	平間飲料水供給施設、岩野飲料水供給施設、川原芝飲料水供給施設、伊沢谷簡易水道浄水施設、大久保飲料水供給施設、栩ヶ窪飲料水供給施設
その他	その他
	旧土成駐在所、旧市場学校給食センター、旧中消防署、旧徳島西部農業共済組合東部支所、旧家畜診療センター、旧市場箸供養集会所、旧大俣保育所、旧市場方面第６分団、大俣公民館本村分館、市場日開谷共用施設、旧阿波方面第１分団、旧岩津駐在所、旧消防団格納庫（阿波）、旧法務局（久勝）、旧阿波市養護老人ホーム吉田荘、旧伊沢公民館、大俣水防倉庫、金清下分水工、北原果樹生産組合、全国自由同和会　阿麻名郡連事務所

３．計画期間について

（１）計画期間

■ 計画期間については、平成 30(2018)年から令和 19(2037)年までの 20 年間とします。

（２）マネジメント期間の考え方について

■ 個別管理計画対象施設の方針については、5年ごとのマネジメント期間を設定し、大規模改修や譲渡、除却など各施設に行う措置をおおよそどの時期に行うのかを定めます。本市の財政的に、一度にすべての事業に対応することは困難であることから、5年間区切りで、公共建築物の利用状況やコスト情報を精査し、関係者等との協議の上、その対応を行うものとします。

４．計画策定フロー（施設方針を決定する流れ）

■ 施設方針を決定するにあたっては以下の流れで行いました。

①調査

全体調査
- 人口状況（推移、構成、将来予測）
- 財政状況（歳入歳出、投資的経費の推移）
- 公共施設（保有量、築年別整備状況、更新費用予測）

②評価

現地調査
- 目視による老朽化状況調査（施設点検に基づく健全度）

施設評価
- 一次評価、二次評価、総合評価（対策内容と対策時期の検討）

③策定

計画等策定
- 基本的な方針
- 計画策定

④見直し

計画等の見直し
- PDCA サイクルによる計画の進捗確認・見直し

５．施設評価の考え方について

■ 計画策定フローの「②評価」について、どのような考え方で行ったかを示します。

（１）施設点検に基づく健全度

①施設点検

■ 施設点検は「阿波市公共施設点検マニュアル」（令和4年6月）に基づき、劣化状況調査票を使用し、「1屋根・屋上」「2外壁」「3内部仕上げ」の部位ごとに点検を実施しました。なお「4電気設備」「5機械設備」については、目視による点検が困難なことから、経過年数によって評価することとしました。

劣化状況調査票

施設番号	1			所管部課	○○○○課
施設名	○○施設	大分類		調査日	2020年6月15日
建物名	○○本館	中分類		記入者	○○○○
棟番号	○○○○		建築年度	平成12　年度（	2000　年度）
構造種別	鉄筋コンクリート	延床面積	1,500 ㎡	階数	地上 3 階　地下　階

↓工事履歴がわかる場合は西暦入力（不明は入力不要）

部位	仕様（該当する項目にチェック）	工事履歴 年度	工事履歴 工事内容	劣化状況（複数回答可）	箇所数	評価	特記事項	部位の評価
1 屋根	□ アスファルト保護防水			□ 降雨時に雨漏りがある	箇所			
屋上	□ アスファルト露出防水			■ 天井等に雨漏り痕がある	2 箇所	B		
（目視点検）	■ シート防水、塗膜防水			□ 防水層に膨れ・破れ等がある				
	□ 勾配屋根（長尺金属板、折板）			□ 屋根葺材に錆・損傷がある				B
	□ 勾配屋根（スレート、瓦類）			□ 笠木・立上り等に損傷がある				
	□ その他の屋根　（　　）			□ 樋やﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝに異常がある				
				□ その他点検等で指摘がある				
2 外壁	■ 塗仕上げ（吹付け、コテ塗り等）			□ 鉄筋が見えているところがある	箇所			
（目視点検）	□ タイル張り、石張り			■ 外壁から漏水がある	3 箇所	C		
	□ 金属系パネル			□ 塗装が剥がれている				
	□ コンクリート系パネル（ＡＬＣ等）			□ タイルや石が剥がれている				
	□ サイディング（窯業系、金属系等）			■ 大きな亀裂やひび割れがある	部分	B		C
	□ その他の外壁　（　　）			■ 窓・ドアの廻りで漏水がある	1 箇所	B		
窓・ドア	■ アルミ製サッシ			□ 窓・ドアに錆・腐食・変形がある				
	□ 鋼製サッシ			□ 外部手すり等の錆・腐朽がある				
	□ 断熱サッシ、省エネガラス			□ その他点検等で指摘がある				
3 内部仕上	■ 天井			□ 剥がれ、亀裂がある				
（目視点検）	■ 壁			□ 懸垂物・付属物等の不具合				A
	■ 床			□ その他点検等で指摘がある				

※「箇所数」欄には、箇所数又は、部分、多数、広範囲などを記載してください

部位	左側：設備の有無（■有 □無）必須 右側：改修・更新履歴（■有 □無） 設備が有る場合には■としてください 設備が無い場合には□としてください ↓			年度	改修等区分	特記事項（改修内容及び点検等による指摘事項）	評価
4 電気設備 資料調査	■	■	分電盤改修、配線等の敷設替、昇降機改修等	2015	更新	電気設備全体の更新	A
5 機械設備 資料調査	□	□	給水配管改修、排水配管改修、空調改修等				評価外

特記事項

以下の項目に該当すれば、特記事項欄に記載すること
（１）電気設備
　漏電　　（この棟や部屋だけが停電する）
　容量不足　（特定の機器を使用すると停電する）
（２）管設備
　給排水管の漏水　（ピコメーターで確認）
　給排水管の劣化　（赤水、排水管の詰まり）
　ガス漏れ　（可とう管コック、ガス漏れ警報器）
　浄化槽の漏水　（周囲の地盤沈下の確認）
（３）空調設備
　空調の効きが悪い　（冷媒不足、フィルター目詰まり、ラジエーターの氷結、室外機周囲の通風確保）
　防露の劣化　（冷媒管経路周辺の結露水によるシミ等）

健全度
86 /100点

建物経年数
基準　2022年度
22年

②評価基準

■ 点検結果は、「1屋根・屋上」「2外壁」「3内部仕上げ」の部位ごとに、A～Dにて評価を行いました。

評　価	基　　準
A	おおむね良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）
D	早急に対応する必要がある。



良好

劣化

■ 電気設備、機械設備は、目視による劣化度合いの判定が困難と考えられることから、修繕、改修時期からの経過年数を用いて、評価することとします。なお、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成29年3月　文部科学省）では、A：20年未満、B：20～40年、C：40年以上とされていますが、『平成31年版　建築物のライフサイクルコスト　第2版』において、設備の計画更新周期がおおよそ30年となっていることを勘案し、電気設備、機械設備の評価基準を以下のように設定しました。

評　価	基　　準
A	10年未満
B	10年以上20年未満
C	20年以上30年未満
D	30年以上又は経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合



良好

劣化

※修繕、改修等の年次が不明の場合は、建築年からの経過年数とする。

③健全度の算定

■ 「学校施設の長寿命化策定に係る解説書」（平成 29 年3月　文部科学省）に基づき、部位の評価点を設定しました。

部位の評価点（屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備）

評　価	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

■ また、部位ごとの建物の老朽化、劣化への影響度合いを考慮した重要度係数を設定しました。

部位の重要度係数

部　位	評価点（満点）	重要度係数	評価点×重要度係数
1 屋根・屋上	100	1.00	100
2 外壁	100	1.00	100
3 内部仕上げ	100	0.50	50
4 電気設備	100	0.25	25
5 機械設備	100	0.25	25
計			300

■ 健全度は、部位ごとに評価点に重要度係数を乗じた点数を算出し、それらの合計点を満点（300 点）で除した割合に 100 を乗じることにより、100 点満点で示しました。建築物が健全な状態であればあるほど 100 点に近い数字で表されます。

（２）施設評価

■ 評価は、「一次評価（定量的な評価）」「二次評価（定性的な評価）」と実施し、これら一次評価結果、二次評価結果を踏まえて、「総合評価」を実施します。

一次評価			
建物	①建築年数	機能	④建物１㎡当りの利用者数
	②健全度		⑤稼働率
	③耐震性能		⑥建物１㎡当りの維持管理費

↓

建物（①～③）における偏差値と機能（④～⑥）における偏差値による二軸の評価
※偏差値による施設間の相対的な状況を把握

↓

二次評価	
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか
	②法律により設置が義務付けられている施設か
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか
	④施設の利用実態から利用圏域はどうか
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか
	⑧他の利用用途が存在するか
財源	⑨補助金等の返還の必要があるか

↓

総合評価			
マネジメント区分	ア．現状維持（更新）	マネジメント時期	ａ．第２期（2023 年度から 2027 年度まで）
	イ．現状維持（長寿命化）		
	ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）		
	エ．統合（存続）		ｂ．第３期（2028 年度から 2032 年度まで）
	オ．統合（廃止）		
	カ．用途変更		
	キ．用途廃止（除却）		ｃ．第４期（2033 年度から 2037 年度まで）

①一次評価

■ 一次評価は、建物と機能の二軸による評価を行います。

［評価項目］

種別	項目	備考
建物	①建築年数	建築年から 2022 年までの経過年数 ※棟ごとに経過年数を算出したものを面積按分によって施設単位（加重平均値）に変換
	②健全度	施設点検結果による健全度（100 点満点） ※棟ごとに算出したものを、面積按分によって施設単位（加重平均値）に変換
	③耐震性能	耐震性能有：１００、耐震性無：０ 耐震性能有の判断基準について ・新耐震基準（1982 年)）以降に建築された建物 ・旧耐震であるが、耐震診断で耐震性有と判断された建物 ・旧耐震であるが、耐震補強工事を実施している建物 ※棟ごとに判断したものを、面積按分によって施設単位（加重平均値）に変換
機能	④建物１㎡当たり利用者数	建物１㎡当たりの年間利用者数 ※図書館については、利用者数または貸出冊数、子育て支援施設は、延べ園児数 ※施設単位で算出
	⑤稼働率	年間の貸部屋ごとの利用コマ数／送コマ数 ※複数貸部屋がある場合には、部屋ごとに稼働率を算出したものの平均をとって施設単位に変換
	⑥建物１㎡当たりの維持管理費	建物１㎡当たりの年間支出金額ー年間収入金額 ※施設単位で算出

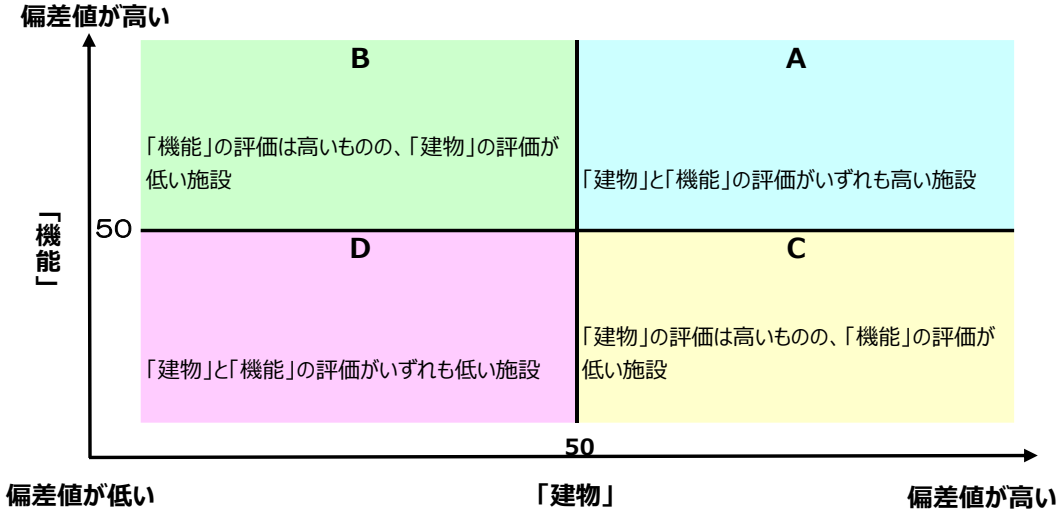
※④⑤⑥の項目については、過去３年間の平均値とします。

［偏差値の算出］

■ 建物の関する①～③の項目については、全施設を対象として偏差値を算出します。機能に関する④～⑥の項目については、同様の機能を有した「施設大分類」または「施設中分類」ごとに偏差値を算出します。

［二軸による評価］

■ 建物の平均偏差値を「横軸」に示し、「機能」の平均偏差値を「縦軸」に示すことにより、二軸による評価を行います。



区　分	概　要
Aのエリア	施設の建物と機能の評価がいずれも高いことから、今後も施設を維持することが望ましいと考えられます。
Bのエリア	施設の機能の評価が高いものの、建物の評価が低いことから、施設の改修や改築を図ることが望ましいと考えます。 また、他施設へ機能の複合化等を図り、当該施設を用途廃止（除却）する検討も考えられます。
Cのエリア	建物の評価は高いものの、機能の評価が低いことから、サービスやコストの改善に向けた検討が望ましいと考えます。 また、他の機能へ用途変更することも考えられます。
Dのエリア	施設の建物と機能の評価がいずれも低いことから、機能、サービスの廃止とともに、施設を用途廃止（除却）することが考えられます。

②二次評価

■ 二次評価では、公共性、有効性、代替性、まちづくり、財源の視点から定量的には表せない定性的な要素で評価を行います。

区分	評価項目	評価の考え方	選択肢の例
公共性	①利用実態が設置目的に即しているか	利用の実態を踏まえ、どのような利用のされ方をしているかで評価する	・「即している」 ・「即していない」 ・「不明」
	②法律により設置が義務付けられている施設か	根拠となる法律の有無について評価する。法律において設置が義務づけられていない場合でも、設置目的等が位置付けられていれば「義務付けられているとする」	・「義務付けられている」 ・「義務付けられていない」
有効性	③今後の利用者数の見込みはどうか	過去の利用者数のトレンドを参考に、今後（数年間）の利用者の見込みを想定して評価する。また、今後、予定されている機能改善や新たな企画等の実施予定から想定して評価する。	・「増加する見込みである」 ・「変わらない見込みである」 ・「減少する見込みである」 ・「ー」（該当しない場合）
	④施設の利用実態からの利用圏域はどうか	利用の実態からみて、概ねどの圏域の住民利用が多いかで評価する。	・「全市的」 ・「地域性がある」 ・「ー」（該当しない場合）
代替性	⑤類似機能を有する民間施設や公共施設に代替が可能な施設か	同様の機能を有した民間施設や公共施設の有無で評価する。	・「可能」 ・「不可能」 ・「不明」
	⑥管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か	本市及び周辺自治体において、指定管理、業務委託等による管理運営を委託した実績の有無等により評価する。	・「実績あり」 ・「実績なし」 ・「不明」
まちづくり	⑦まちづくりの観点から特筆すべき事項があるか	本市の各種計画や施設に位置付けられた重要な役割を担う施設であるかによって評価する。	・「特筆すべき事項あり」 ・「特筆すべき事項なし」
	⑧他の利用用途が存在するか	従来の利用目的以外の別な利用用途の存在や特別な指定を受けているかによって評価する。（避難所に利用されている、文化的・景観的価値がある等）	・「他の利用用途あり」 ・「他の利用用途なし」
財源	⑨補助金等の返還の必要があるか	整備した際に補助金等を使用しており、補助金の処分制限期間内であるか、目的外使用に該当するかによって、補助金返還の必要性で評価する。	・「必要あり」 ・「必要なし」（補助を受けていない場合も含む） ・「不明」

③総合評価

■ 一次評価及び二次評価の結果を踏まえ、総合的に判断し、施設の今後の在り方とその時期を検討する総合評価を行います。

種別	選択肢	内容・方針
	ア．現状維持（更新）	長寿命化改修を行わずに、現状維持を図る。次の更新時期には建替えを行う。
	イ．現状維持（長寿命化）	長寿命化改修を行い、現状維持を図る。次の更新時期には建替えを行う。
	ウ．現状維持（長寿命化、更新無し）	長寿命化改修を行わずに、現状維持を図る。次の更新時期には建替えを行わない。
	エ．統合（存続）	別施設の機能（サービス）を当該施設に統合する。
	オ．統合（廃止）	当該施設の機能（サービス）を別な施設へ統合する。当該施設の機能（サービス）は廃止する。
	カ．用途変更	建物を活かし、他の機能（サービス）に変更する。
	キ．用途廃止（除却）	施設の機能（サービス）を廃止し、建物を除去する。
	ク．用途廃止（譲渡）	建物を地元自治会等の認可地縁団体へ無償譲渡し、地元にて施設の機能（サービス）の運営を図る。
	ケ．用途廃止（貸付、売却等）	機能（サービス）を廃止し、建物を民間や他団体等へ貸付又は売却する。
マネジメント時期	ａ．第２期（令和５（2023）年度から令和９（2027）年度まで）	
	ｂ．第３期（令和 10（2028）年度から令和 14（2032）年度まで）	
	ｃ．第４期（令和 15（2033）年度から令和 19（2037）年度まで）	

6．個別管理経過における延床面積の削減効果について

■ 個別管理計画における延床面積の削減予定量については、7186.72 ㎡としています。

■ このほか、施設の統廃合や貸付売却による財政への効果を延床面積の2割程度と含めると、11,808.60 ㎡となると算定しています。

［全体］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
ア．現状維持（更新）	0.00	0	45.63	2	10,827.10	18	10,872.73	20
イ．現状維持（長寿命化）	5,463.95	4	1,345.50	1	43,459.70	69	50,269.15	74
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	4,981.18	5	1,349.46	5	15,161.30	69	21,491.94	79
エ．統合（存続）	907.74	5	718.99	2	0.00	0	1,626.73	7
オ．統合（廃止）	1,809.88	8	530.99	3	0.00	0	2,340.87	11
キ．用途廃止（除却）	1,386.11	13	353.85	2	144.47	3	1,884.43	18
ク．用途廃止（譲渡）	4,432.25	42	870.04	7	0.00	0	5,302.29	49
ケ．用途廃止（貸付、売却等）	903.30	4	0.00	0	0.00	0	903.30	4
評価合計	19,884.41	81	5,214.46	22	69,592.57	159	94,691.44	262
削減面積の小計（ウ（2割）＋オ（2割）＋キ＋ク＋ケ（2割）－エ（2割））	7,175.68		1,456.18		3,176.73		11,808.60	

［行政系施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
イ．現状維持（長寿命化）	0.00	0	0.00	0	13,777.63	37	13,777.63	37
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	48.00	1	0.00	0	1,836.44	8	1,884.44	9
エ．統合（存続）	359.25	1	0.00	0	0.00	0	359.25	1
キ．用途廃止（除却）	336.00	1	0.00	0	0.00	0	336.00	1
評価合計	743.25	3	0.00	0	15,614.07	45	16,357.32	48
削減面積の小計（ウ（2割）＋キ－エ（2割））	273.75		0.00		367.29		641.04	

［小規模市民文化系施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
イ．現状維持（長寿命化）	0.00	0	0.00	0	539.72	3	539.72	3
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	0.00	0	127.72	2	1,728.48	8	1,856.20	10
エ．統合（存続）	548.49	4	94.40	1	0.00	0	642.89	5
オ．統合（廃止）	1,145.73	6	200.73	2	0.00	0	1,346.46	8
キ．用途廃止（除却）	783.24	7	0.00	0	124.29	2	907.53	9
ク．用途廃止（譲渡）	4,432.25	42	870.04	7	0.00	0	5,302.29	49
評価合計	6,909.71	59	1,292.89	12	2,392.49	13	10,595.09	84
削減面積の小計（ウ（2割）＋オ（2割）＋キ＋クーエ（2割））	5,334.94		916.85		469.99		6,721.77	

［大規模市民文化系施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
イ．現状維持（長寿命化）	850.00	1	0.00	0	15,558.73	13	16,408.73	14
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	665.60	1	1,076.10	1	1,188.70	3	2,930.40	5
エ．統合（存続）	0.00	0	624.59	1	0.00	0	624.59	1
オ．統合（廃止）	465.00	1	330.26	1	0.00	0	795.26	2
評価合計	1,980.60	3	2,030.95	3	16,747.43	16	20,758.98	22
削減面積の小計（ウ（2割）＋オ（2割）－エ（2割））	226.12		156.35		237.74		620.21	

［社会教育系施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
イ．現状維持（長寿命化）	2,354.41	2	0.00	0	1,645.86	2	4,000.27	4
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	0.00	0	0.00	0	1,624.19	2	1,624.19	2
評価合計	2,354.41	2	0.00	0	3,270.05	4	5,624.46	6
削減面積の小計（ウ（2割））	0.00		0.00		324.84		324.84	

［スポーツ・レクリエーション系施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
イ．現状維持（長寿命化）	2,259.54	1	0.00	0	4,321.56	4	6,581.10	5
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	4,267.58	3	65.79	1	1,735.24	7	6,068.61	11
評価合計	6,527.12	4	65.79	1	6,056.80	11	12,649.71	16
削減面積の小計（ウ（2割））	853.52		13.16		347.05		1,213.72	

［産業系施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	0.00	0	0.00	0	1,453.31	13	1,453.31	13
ケ．用途廃止（貸付、売却等）	438.00	2	0.00	0	0.00	0	438.00	2
評価合計	438.00	2	0.00	0	1,453.31	13	1,891.31	15
削減面積の小計（ウ（2割）＋ケ（2割））	87.60		0.00		290.66		378.26	2

［子育て支援施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
ア．現状維持（更新）	0.00	0	0.00	0	10,632.45	13	10,632.45	13
評価合計	0.00	0	0.00	0	10,632.45	13	10,632.45	13

［保健・福祉施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
イ．現状維持（長寿命化）	0.00	0	1,345.50	1	3,746.30	4	5,091.80	5
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	0.00	0	0.00	0	2,269.00	2	2,269.00	2
評価合計	0.00	0	1,345.50	1	6,015.30	6	7,360.80	7
削減面積の小計（ウ（2割））	0.00		0.00		453.80		453.80	

［学校教育系施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
イ．現状維持（長寿命化）	0.00	0	0.00	0	2,849.37	1	2,849.37	1
評価合計	0.00	0	0.00	0	2,849.37	1	2,849.37	1

［公園］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
ア．現状維持（更新）	0.00	0	0.00	0	24.16	1	24.16	1
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	0.00	0	0.00	0	336.28	14	336.28	14
キ．用途廃止（除却）	109.19	2	41.00	1	20.18	1	170.37	4
評価合計	109.19	2	41.00	1	380.62	16	530.81	19
削減面積の小計（ウ（2割）＋キ）	109.19		41.00		87.44		237.63	

［供給処理施設］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
ア．現状維持（更新）	0.00	0	45.63	2	170.49	4	216.12	6
イ．現状維持（長寿命化）	0.00	0	0.00	0	1,020.53	5	1,020.53	5
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	0.00	0	0.00	0	711.71	3	711.71	3
評価合計	0.00	0	45.63	2	1,902.73	12	1,948.36	14
削減面積の小計（ウ（2割））	0.00		0.00		142.34		142.34	

［その他］

マネジメント区分	a．第2期（2023年度から2027年度まで）		b．第3期（2028年度から2032年度まで）		c．第4期（2033年度から2037年度まで）		合計	
	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数	面積（㎡）	施設数
ウ．現状維持（長寿命化なし・更新なし）	0.00	0	79.85	1	2,277.95	9	2,357.80	10
オ．統合（廃止）	199.15	1	0.00	0	0.00	0	199.15	1
キ．用途廃止（除却）	157.68	3	312.85	1	0.00	0	470.53	4
ケ．用途廃止（貸付、売却等）	465.30	2	0.00	0	0.00	0	465.30	2
評価合計	822.13	6	392.70	2	2,277.95	9	3,492.78	17
削減面積の小計（ウ（2割）＋オ（2割）＋キ＋ケ（2割））	290.57		328.82		455.59		1,074.98	

【本計画の改訂履歴】

平成 28 年５月　策定

令和３年５月　　一部改訂

令和８年３月　　改定